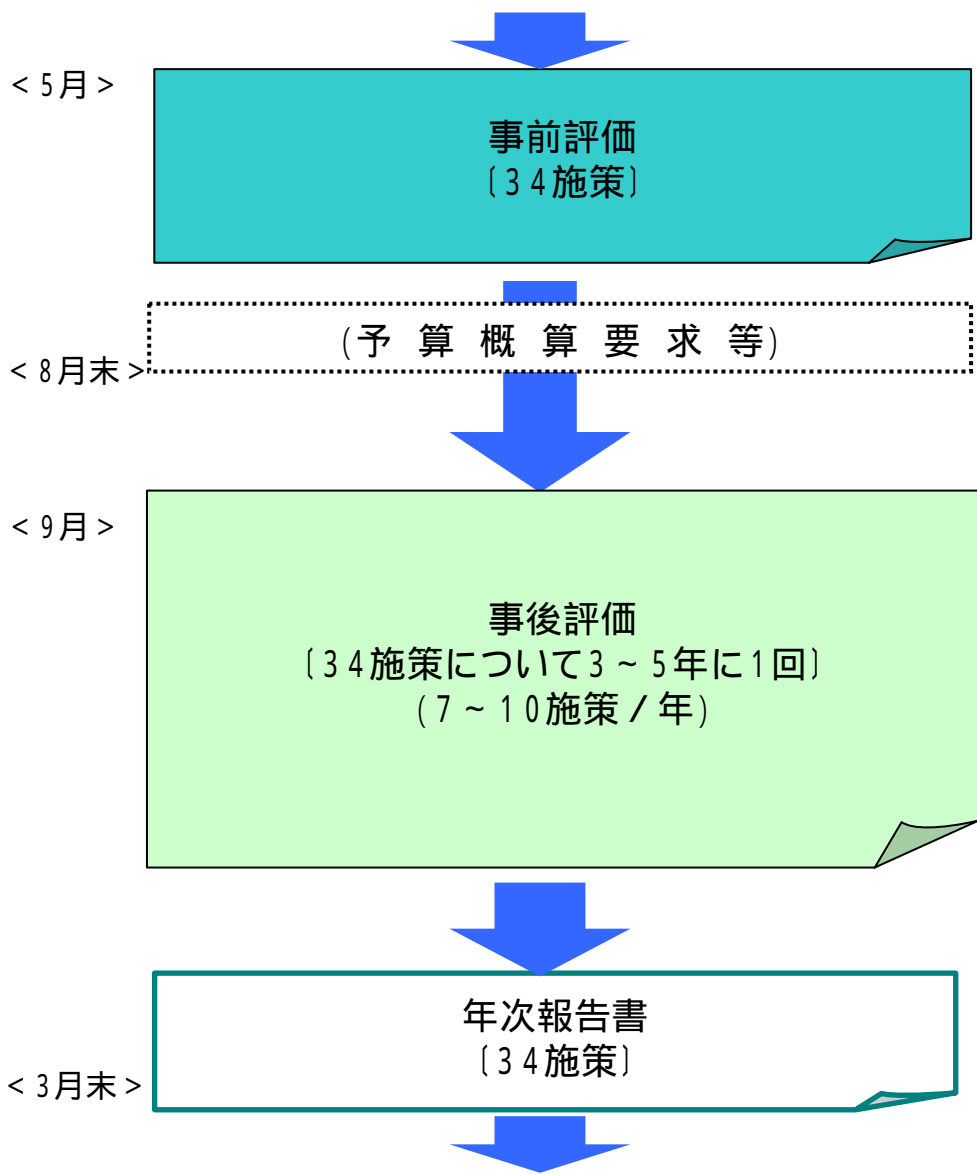


経済産業省における 政策評価の取組について

平成19年3月

経済産業省
大臣官房政策評価広報課



事前評価:

全ての施策(34施策)について、毎年度実績評価を実施。
1億円以上(初年度1億円未満であっても全体計画10億円以上のものを含む)の新規事業について、「個別事業評価」を実施。
各施策の主管課長(政策調整官)を対象に、会計課長と政策評価広報課長が合同で予算要求ヒアリングを実施。
予算概算要求等に併せ、8月末に「事前評価書」を公表。

事後評価:

各施策について、3~5年に1回実施。
対象は、「施策」(主な「個別事業」及び「規制法令」単位を含む)。
政策評価審議官を筆頭に、官房関係課長出席の会議に諮る。
経済産業省政策評価懇談会(外部有識者懇談会)において報告。
政策調整官会議において報告。
随時公表。

年次報告書(仮称):

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」等に基づき、平成18年度から省庁別の連結財務書類、成果目標の達成状況及び財務情報等が一覧できる「年次報告書」を公表。
34施策を対象に成果目標等の進捗状況を整理。

経済産業省における政策評価に係る政策体系と事後評価実施時期（予定）

（平成19年3月現在）

使命（ミッション）：競争力強化と市場創造、経済社会基盤整備を通じた、持続的な経済成長の確保と国際経済の安定的発展

政策	施策	主管課の長	事後評価の実施時期				内閣の重要政策
			18年度	19年度	20年度	21年度	
1. 経済産業政策	01 産業人材	〔経済産業政策局〕 産業人材参事官					
	02 技術革新の促進・環境整備	〔産業技術U〕 産業技術政策課長					
	03 知的財産の適切な保護	〔経済産業政策局〕 知的財産政策課長					
	04 工業標準・知的基盤の整備	〔基準認証U〕 基準認証政策課長					
	05 経営イノベーション・事業化促進	〔経済産業政策局〕 経済産業政策課長 産業組織課長 産業再生課長 新規産業室長					
	06 ITの利活用の促進	〔情報政策U〕 情報政策課長					
	07 流通・物流基盤整備	〔商務流通G〕 参事官					
	08 情報セキュリティ対策の推進	〔情報政策U〕 情報政策課長 情報セキュリティ対策室長					
	09 消費者行政（製品・取引）の推進	〔消費経済部〕 消費経済政策課長					
	10 経済産業統計の整備	〔調査統計部〕 参事官					
2. 対外経済政策	11 通商政策	〔通商政策局〕 通商政策課長	〔重点目 標のみ〕	〔重点目 標のみ〕	〔重点目 標のみ〕	〔重点目 標のみ〕	
	12 貿易投資促進	〔貿易経済協力局〕 通商金融・経済協力課長 貿易振興課長 貿易保険課長 〔博覧分 のみ〕					
	13 経済協力の推進	〔貿易経済協力局〕 通商金融・経済協力課長 技術協力課長 貿易管理課長					
	14 貿易管理	〔貿易管理部〕 貿易管理課長					
	15 モノ作り・情報・サービス産業振興	〔製造産業局〕 参事官					
	16 情報産業強化	〔情報政策U〕 情報政策課長					
	17 サービス産業強化	〔サービスU〕 サービス政策課長					
	18 コンプライズ産業強化	〔サービスU〕 サービス政策課長 文化情報関連産業課長					
	19 化学物質管理	〔製造産業局〕 参事官 化学物質管理課長					
	20 中小企業事業環境の整備	〔中小企業庁〕 参事官					
21 経営革新・創業促進	〔中小企業庁〕 参事官						
22 経営安定・セーフティネット構築	〔中小企業庁〕 参事官						
23 まちづくりの推進	〔商務流通G〕 参事官 中心市街地活性化室長 〔中小企業庁〕 参事官 商業課長						
24 産業クラスター計画・地域産業の活性化の推進	〔地域経済産業G〕 地域経済政策課長						
4. 中小企業・地域経済産業政策	25 省エネルギーの推進	〔省エネ・新エネ部〕 政策課長					
	26 エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化	〔資源エネルギー庁〕 総合政策課長 省エネ・新エネ部政策課長 資源燃料部政策課長 電力・力入事業部政策課長					
	27 原子力の推進・電力基盤の高度化	〔電力・力入事業部〕 政策課長					
	28 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	〔資源燃料部〕 政策課長					
	29 鉱物資源の安定供給確保	〔資源燃料部〕 政策課長 鉱物資源課長					
	30 資源循環推進	〔環境U〕 環境政策課長 リサイクル推進課長					
	31 温暖化対策	〔環境U〕 環境政策課長					
	32 環境経営・競争力の強化	〔環境U〕 環境政策課長					
	33 原子力安全	〔原子力保安院〕 企画調整課長					
	34 産業保安	〔原子力保安院〕 企画調整課長 保安課長					
5. エネルギー・環境政策	25 省エネルギーの推進	〔省エネ・新エネ部〕 政策課長					
	26 エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化	〔資源エネルギー庁〕 総合政策課長 省エネ・新エネ部政策課長 資源燃料部政策課長 電力・力入事業部政策課長					
	27 原子力の推進・電力基盤の高度化	〔電力・力入事業部〕 政策課長					
	28 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	〔資源燃料部〕 政策課長					
	29 鉱物資源の安定供給確保	〔資源燃料部〕 政策課長 鉱物資源課長					
	30 資源循環推進	〔環境U〕 環境政策課長 リサイクル推進課長					
	31 温暖化対策	〔環境U〕 環境政策課長					
	32 環境経営・競争力の強化	〔環境U〕 環境政策課長					
	33 原子力安全	〔原子力保安院〕 企画調整課長					
	34 産業保安	〔原子力保安院〕 企画調整課長 保安課長					
6. 原子力安全・産業保安政策	34 産業保安	〔原子力保安院〕 企画調整課長 保安課長					
	33 原子力安全	〔原子力保安院〕 企画調整課長					

〔備考〕内閣の重要政策、は、施政方針演説及び閣議決定で示された内閣の重要政策（総務省行政評価局の整理）に該当するもの。

政策評価に係る政策体系の整理・見直し

<平成17年度以前> 26政策 - 107施策

- 1. 産業活力再生・事業再構築
 - 001 産業活力再生支援・事業再生支援
- 2. 新産業創出・ベンチャー育成
 - 002 新事業創出・創業促進施策
- 3. 雇用・人材政策
 - 003 産業人材の育成・円滑な供給のための環境整備
- 4. 地域経済産業活性化
 - 004 産業クラスター計画(地域再生・産業集積計画)の推進
 - 005 地域産業集積活性化対策の推進
 - 006 一極集中是正
 - 007 産業復興支援
- 5. 産業関連施設の整備
 - 008 大規模工業基地等活性化
 - 009 PFI事業の促進
- 6. 環境問題への多角的対応
 - 010 リサイクル関連の情報提供、普及啓発、市場環境整備
 - 011 リサイクル関連施設・設備の整備
 - 012 地球環境問題への対策の推進
 - 013 環境に調和した企業行動の促進
 - 014 環境負荷物質対策
- 7. 製造業関連政策
 - 015 繊維産業施策
 - 016 伝統的工芸品産業施策
 - 017 ベトナム産業等救済対策
 - 018 皮革産業振興対策
 - 019 高効率・低公害車の普及促進
- 8. 情報・サービス政策
 - 020 電子経済産業省の実現
 - 021 先導的分野における戦略的情報化の推進及び基盤整備
 - 022 認証・セキュリティを確実にするための基盤整備
 - 023 IT人材の育成
 - 024 コンテンツ制作・流通促進支援
- 9. 博覧会推進
 - 025 国際博覧会の推進
- 10. 商務流通政策
 - 026 物流効率化対策
 - 027 中心市街地活性化事業の推進
- 11. 消費経済政策
 - 028 製品事故の未然・再発防止対策
 - 029 消費者取引に関する情報提供
- 12. 鉱物資源の安定的な供給の確保
 - 030 非鉄金属の探鉱・開発の促進
 - 031 レアメタルの安定供給確保
- 13. 石炭エネルギー政策
 - 032 海外炭の安定供給確保
 - 033 環境調和的な石炭利用技術(クリーン・コール・テクノロジー)の開発・普及の促進
- 14. 石油・天然ガス供給構造の安定化
 - 034 石油・天然ガス開発・利用促進
 - 035 産油国との関係強化(投資促進、技術協力、契約長期化等)
 - 036 石油・天然ガスの自主開発に向けた施策
 - 037 石油・LPGの国家備蓄・民間備蓄の維持・推進
 - 038 精製分野における合理化等への支援
 - 039 大規模石油災害対応体制整備
 - 040 石油製品の効率的・安定的供給の確保
 - 041 液化石油ガスの流通合理化等
- 15. 省エネ政策(エネルギー需要対策)
 - 042 省エネ設備・機器の導入支援
 - 043 アジア太平洋地域を中心とした我が国省エネルギー技術の実証、普及・導入促進
- 16. 新エネ政策(エネルギー供給対策)
 - 044 新エネルギー設備・機器の導入支援
- 17. 電気事業政策
 - 045 需要に応じた電源開発の着実な推進
 - 046 送配電設備の高度化
 - 047 電気料金の低減化・適正化
 - 048 電力需給システムの高度化(負荷平準化、石炭火力発電LNG化等)

- 18. ガス事業政策
 - 049 都市ガス事業の安定供給体制の確立・効率化
 - 050 天然ガス導入促進推進
- 19. 原子力安全対策等
 - 051 原子力安全に係る国際協力
- 20. 保安対策
 - 052 鉱害防止施策
- 21. 中小企業政策
 - 053 中小企業施策の広報
 - 054 中小企業の国際化支援
 - 055 中小企業取引適正化対策
 - 056 下請中小企業振興
 - 057 中小企業経営資源強化対策・事業再構築支援
 - 058 中小企業新事業活動促進
 - 059 中小企業連携組織対策
 - 060 基盤技術を担う中小企業支援(サポートینگ・インダストリー支援)
 - 061 中小企業のIT化支援
 - 062 人権啓発活動支援対策
 - 063 小規模企業支援
 - 064 中小企業への資金供給の円滑化
 - 065 官公需確保対策
- < 研究開発政策 >
 - 066 健康安心プログラム
 - 067 生物機能活用型循環産業システム創造プログラム
 - 068 高度情報通信機器・デバイス基盤プログラム
 - 069 情報通信基盤ソフトウェア開発推進プログラム
 - 070 新製造技術施策(新製造技術プログラム)
 - 071 21世紀ロボットチャレンジプログラム
 - 072 地球温暖化防止新技術プログラム
 - 073 3Rプログラム
 - 074 化学物質総合評価管理プログラム
 - 075 ナノテクノロジープログラム
 - 076 革新的部材産業創出プログラム
 - 077 航空機産業施策(民間航空機基盤技術プログラム)
 - 078 宇宙関連技術開発施策(宇宙産業高度化基盤技術プログラム)
 - 079 地域における技術開発の推進
 - 080 民間企業等の研究開発支援
 - 081 産業技術研究助成事業
 - 082 産学連携推進等施策
 - 083 産業技術人材育成
 - 084 国際共同研究の助成
 - 085 化学物質管理対策の推進
 - 086 フロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止対策の推進
 - 087 社会基盤材料関連技術開発施策
 - 088 住宅関連施策
 - 089 地中埋設物探知・除去技術開発
 - 090 燃料技術開発プログラム
 - 091 省エネルギー技術開発プログラム
 - 092 新エネルギー技術開発プログラム
 - 093 電力技術開発プログラム
 - 094 原子力技術開発プログラム
 - 095 都府市保安対策
 - 096 高圧ガス・液化石油ガス等保安対策
 - 097 中小企業の研究開発支援
- < 公共事業 >
 - 098 工業用水道事業の整備
- < 政府開発援助 >
 - 099 開発調査協力
 - 100 人材育成協力
 - 101 開発途上国との共同研究を通じた我が国の技術協力
 - 102 資金協力案件形成施策
- < 通商政策 >
 - 103 通商円滑化
 - 104 貿易・投資の促進
 - 105 国際的な知的財産保護の促進
- < 基準認証政策 >
 - 106 工業標準の整備
 - 107 知的基盤の整備

<平成18年度以降> 6政策 - 34施策

- 1. 経済産業政策
 - 01 産業人材
 - 02 技術革新の促進・環境整備
 - 03 知的財産の適切な保護
 - 04 工業標準・知的基盤の整備
 - 05 経営イノベーション・事業化促進
 - 06 ITの利活用の促進
 - 07 流通・物流基盤整備
 - 08 情報セキュリティ保護
 - 09 消費者行政(製品・取引)の推進
 - 10 経済産業統計の整備
- 2. 対外経済政策
 - 11 通商政策
 - 12 貿易投資促進
 - 13 経済協力の推進
 - 14 貿易管理
- 3. モノ作り・情報・サービス産業政策
 - 15 モノ作り産業振興
 - 16 情報産業強化
 - 17 サービス産業強化
 - 18 コンテンツ産業強化
 - 19 化学物質管理
- 4. 中小企業・地域経済政策
 - 20 中小企業事業環境の整備
 - 21 経営革新・創業促進
 - 22 経営安定・セーフティネット構築
 - 23 まちづくりの推進
 - 24 産業クラスター計画・地域産業の活性化の推進
- 5. エネルギー・環境政策
 - 25 省エネルギーの推進
 - 26 エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化
 - 27 原子力の推進・電力基盤の高度化
 - 28 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
 - 29 鉱物資源の安定供給確保
 - 30 資源循環推進
 - 31 温暖化対策
 - 32 環境経営・競争力の強化
- 6. 原子力安全・産業保安政策
 - 33 原子力安全
 - 34 産業保安

1. 「民間能力の活用による産業インフラの整備」 (平成16年度事後評価実施)

(1) 概要

- 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(民活法)に基づく産業インフラ整備に関する事後評価を実施。

(2) 評価結果の反映状況

- 民活法は当初の法目的を概ね達成し、ニーズが乏しい状況となっていると考えられることから、当初の期限どおり、民活法を廃止した。(平成18年5月)

2. 「産業再配置」 (平成17年度事後評価実施)

(1) 概要

- 工業再配置促進法(昭和47年制定)等に基づく、工業の再配置を促進し国土の均衡ある発展を図る施策に関する事後評価を実施。

(2) 評価結果の反映状況

- 施策は有効に機能し、一定の効果を上げたが、必要性が低下していることを踏まえ、施策(工業再配置促進法)を廃止した。(平成18年4月)

- (座長) 金本 良嗣 東京大学大学院経済学研究科教授
- 石田 正泰 東京理科大学専門職大学院教授
(凸版印刷株式会社相談役)
- 國領 二郎 慶應義塾大学環境情報学部教授
- 新開 友三 三菱商事株式会社常任監査役
- 田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科教授
- 宮内 忍 日本公認会計士協会副会長

民間能力の活用による産業インフラの整備に関する中間評価書（要旨）

1．評価結果を踏まえた今後の改善策等

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備に関する臨時措置法（昭和61年法律第77号、以下「民活法」という）は、経済社会の基盤の充実に資する施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進することを目的としたもの。

昭和62年度、63年度、平成元年度、3年度、4年度、7年度、8年度、11年度、13年度及び14年度に法律改正を行い、対象施設の追加を行っている。

施設ごとに主務大臣が異なることから経済産業省、国土交通省、総務省、農林水産省、環境省の5省の共管となっている。

民活法は、平成18年5月29日までに廃止することとされている（民活法附則第2条）。

<課題>

民活法に基づき、昭和61年度からこれまで全国で186件（うち経済産業省所管86件）の施設の整備計画を認定し、必要な支援措置を行い、各地で地域の基盤となる施設整備を促進してきたが、新規認定については減少傾向となっている。この理由としては、個別施策による支援措置の充実と民活支援措置の縮減、PFI等の民間事業者を活用する新制度の創設、自治体の財政難並びに三セク事業に対する批判等の影響があると考えられる。また、これらの事業者において、累損赤字を解消しているものもある一方、累損赤字の未解消、単年度黒字未達成の事業者も存在している。この理由としては、当初計画時の経済環境が大きく変化したことにもよるが、事業者による事業計画の見直しが十分でなかったために社会経済環境の変化に応じられなかったことなどが考えられる。このため平成12年に民活法基本指針の改正を行い、運営に当たって中長期的な収支計画を策定し、随時見直しを行うことを定めている。

なお、一部の事業者では、バブル崩壊の影響等による経営状況の悪化により、法的整理や特定調停等の動きが出ている。

<今後の改善策>

民活法については、これまで各地域の経済社会の基盤となる施設の整備促進の先陣を切るという役割を十分果たしてきた。また従来は官のみが事業を行っていた公益性の高い事業分野に民間事業者が進出するきっかけとなってきた。

その後、民活法制定による施策ニーズ顕在化により個別支援制度が充実したこと、また、一層の民間能力の有効活用を図る観点からPFI法が制定され、それに基づくPFI案件が生まれてきていること等により、現在では新規認定のニーズは乏しい状況となっている。

こうした状況を踏まえれば、民活法については、所要の政策目的を達成したと考えられることから、18年5月の現行法期限後の延長を行わない方向で検討を進めることが適当と考えられる。

なお、この場合においても必要な経過措置を設け、事業者への配慮を図ることも検討していく必要がある。

2．施策の目的

2 - 1．設定目的

民活法に基づく施設整備は、民間事業者の能力を活用して、新たな産業インフラである、研究開発・企業化を行うためのインキュベータ施設や情報化関連施設など（特定施設）を整備することにより、新たな事業活動を促進し、地域経済を活性化させること等を目的とする。

2 - 2．目的は達成されたか

税制上の特別措置をはじめとする呼び水的政策支援措置により、民活法に規定されている新たなインフラである、研究開発・企業化を行うためのインキュベータ施設や情報化関連施設などの整備計画をこれまで186件（うち経済産業省関係86件）認定し、全国で181件（うち経済産業省関係85件）の特定施設が既に整備・開業され、各施設とも地域における中核的基盤施設として地域経済の活性化の役割を果たしている。また、民活法は、従来、官のみが事業を行っていた公益性の高い事業分野に民間事業者が進出するきっかけとなり、その後のPFIなどの民間事業者の能力を活用する施策の先駆けとなってきた。さらに、こうした公益的施設（リサーチコア、高度商業基盤施設、リサイクル施設等）の必要性が認知された結果、個別支援施策の展開が図られ、より支援措置の厚い個別施策の創設などにもつながっているといえることができる。

3．施策の必要性

3 - 1．背景

我が国は、経済活動のグローバル化、情報化の進展、環境問題への対応などの経済社会環境の急激な変化に直面している。その中で、我が国が今後とも経済活動の活力を維持し、我が国経済の自立的発展の円滑化を図るためには、新規性、公共性、基盤性を有する新たな産業インフラである特定施設の整備を講ずることにより、新たな事業活動の促進を通じて産業構造を高度化し、新規産業の創出、雇用機会の拡大等を図ることが求められている。

3 - 2．必要性

研究開発、情報化、国際化等をはじめとする経済社会の変化に対応した新たな産業基盤施設（研究開発施設、国際ビジネス交流基盤施設、リサイクル施設等）や、新たな事業活動を促す施設（高度商業基盤施設等）といった特定施設の整備を促進することが地域経済の活性化に必要であるが、整備にあたっては、自治体の財政負担の軽減や効率的な事業運営のために、意欲ある民間事業者の資金力、経営ノウハウ等の能力を活用することが重要である。

これらの特定施設は、「経済社会の基盤の充実に資する」ものと民活法において定められており、公共性を有することから、「公共財的性格を持つサービス・財」である。しかし、これらの施設の整備・運営には大規模な初期投資を要するとともに、収益が現れるまでに長期間を要する。このため、民間事業者の事業参入の促進・リスク軽減を図るべく、国が支援措置を講じる必要がある。また、特定施設の整備にあたっては、地域の実

状及び地元の企業の総意を踏まえ、国の支援を加味したうえで事業採算性を判断し、施設の整備・運営を行う必要がある。

4. 施策の概要、目標達成度、達成時期、外部要因

(1) 施策全体

目標達成度（結果、効果）；

- ・民活プロジェクト認定件数 86件 （経済産業省所管分）
- ・民活プロジェクト開業件数 85件 （経済産業省所管分）
- ・総投資規模（土地含む） 約1兆4000億円

目標達成時期； 平成18年度

目標達成状況に影響した外部要因など考慮すべき事項；

- ・民間事業者を取りまく経済状況の悪化

民活法の事業主体は民間事業者であるためバブル崩壊以降の日本経済の低迷から民間事業者の投資意欲が落ちている。

- ・個別施策による支援措置の充実

研究開発・企業化基盤施設、高度商業基盤施設、リサイクル関連施設等の施設整備については、個別施策による、より手厚い支援措置が創設され、支援策としての魅力が薄れてきた。

- ・民間事業者を活用するための新制度の創設

官と民の責任分担をより明確化し、公共施設の整備促進を目的としたPFI制度が創設され、地方自治体を中心に取組が進められている（基本方針策定以降に実施方針が策定・公表されたPFI事業は平成16年10月25日現在168件）。

(2) 民間能力活用特定施設緊急整備費（予算：補助事業）

概要：民間事業者が、民活法第2条第1項各号に規定する特定施設のうち経済産業省が所掌する特定施設の整備を行う場合、それに要する費用（土地の取得費・造成費を除く）の5%について、その2/3を補助（関係地方公共団体が地方交付税不交付団体の場合は1/2を補助）。

民活補助金交付総額 約126億円

民活補助金交付施設数 71件

(3) 民活法特定施設整備事業（政策金融）

概要：民活法の認定を受けた特定施設に対し、日本政策投資銀行等が出資・融資（融資比率40%以内、政策金利）並びにNTT無利子融資（事業者が第3セクターの場合のみ）及び低利融資を行う。

総融資額 約4,079億円

総融資件数 69件

(4) 民活法特定施設整備事業（税制）

概要：民活法の特定施設のうち一部施設について、地方税（事業所税、不動産取得税、

固定資産税、特別土地保有税)の減免や、国税(法人税)の特別償却を適用。ただし対象となる事業者は第3セクターであること。また、建設事業費が10億円以上の条件を満たすことが必要。

総減税額 約107億円

適用件数 のべ238件

(5) 中小企業基盤整備機構の債務保証 (債務保証)

概要：民活法に基づいて、主務大臣の認定を受けた整備計画に係る特定産業基盤施設(1号、5号、16号、17号施設)の事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入について債務保証を行う。

債務保証総額 約19.4億円

保証件数 11件

5. 有識者、ユーザー等の各種意見

事業者及び自治体へのアンケート調査によると、「民活法の適用が無かった場合、事業は実現したが施設内容が変わっていた(60.4%)」、「民活法により整備した施設で十分に機能を果たしており、新たな施設整備の必要がない(74.3%)」等、民活法を活用することにより、施設の機能強化に関する評価や「民活法に認定されることによるイメージの向上(25.9%)」等の波及的効果についても評価されている。また、事業者へのインタビューでは、「民活法が適用されなければ、プロジェクト自体を決行できなかった」、「民間事業者の顧客ネットワークや不動産事業のノウハウ等を活用することが出来た」との評価を受けた。

さらに、学識経験者からは、「民活法は単体施設のみでなく、エリア全体を考慮した面的整備が可能であり、先行投資を行い民間からの投資を呼び込むという民活法のプロセスは重要である」との評価を受けている。

しかし、一方で、「第3セクターの活用など時代遅れの制度であり、今後活用していく考えはない」という意見もみられた。

6. 有効性、効率性等の評価

6-1. 手段の適正性

民活法の対象となる特定施設は、政策的意義の高い公共的施設であるが、これらの施設を民間が整備することは類例が乏しく、リスクが極めて大きな事業であることから、民間の金融機関からの資金調達は困難であり、政府系金融機関によって補完される必要がある。また、税制特例措置によって特定施設の整備・運営に係る事業リスクを軽減し、整備が円滑に進むように支援措置を講じる必要がある。

6-2. 効果とコストとの関係に関する分析(効率性)

平成16年度までに交付された民活補助金総額約126億円及び平成16年度までに融資された約407.9億円等の呼び水的政策支援措置により、これまでに土地の取得・造成費等を含めた特定施設の整備に係る総事業費約1兆4千億円(民活法認定の特定施設に対する運営状況調査)の投資が誘発された。

民間能力の活用による産業インフラの整備に関する中間評価書

作成年月 平成17年 7月
決裁者 経済産業政策課長 古賀 茂明
作成者 民間活力推進室長 市川 雅一

本評価書は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)第7条第1項の規定に基づき定められた「平成16年度経済産業省事後評価実施計画」に従って行われた「民間能力の活用による産業インフラの整備」に関する中間評価について、同法第10条第1項の規定に基づき作成したものである。

1. 施策の目的

< 設定目的 >

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下「民活法」という。)に基づく施設整備は、民間事業者の能力を活用して、新たな産業インフラである、研究開発・企業化を行うためのインキュベータ施設や情報化関連施設など(特定施設)を整備することにより、新たな事業活動を促進し、地域経済を活性化させること等を目的とする。

特定施設の整備は、政策的意義が高く公共的性格を有するものであるが、収益性が低く投資の懐妊期間が長い事業であることもあって、従来、公共部門、民間部門ともに整備の実例に乏しい。

そこで、昨今の厳しい財政状況にかんがみ、施設運営の効率性、機動性を発揮する観点から、民間事業者の資金的、経営的能力を活用して特定施設の整備を推進するため、税制上の特別措置をはじめとする呼び水の政策支援措置を講じ、民間事業者による特定施設整備を促進している。

< 目的は達成されたか >

税制上の特別措置をはじめとする呼び水の政策支援措置により、民活法に規定されている新たなインフラである、研究開発・企業化を行うためのインキュベータ施設や情報化関連施設などの整備計画をこれまで186件(うち経済産業省関係86件)認定し、全国で181件(うち経済産業省関係85件)の特定施設が既に整備・開業され、各施設とも地域における中核的基盤施設として地域経済の活性化の役割を果たしている。

即ち、地域への波及効果として、以下の点が指摘されている。

(1) 技術革新

研究開発(インキュベータ)施設である1号施設の整備によりこれまで4百社以上の研究開発企業が創出された。

(2) 情報化

全国の主要都市で整備された特定高度情報化建築物(インテリジェントビル)である7号イニ施設には総計1千社にも及ぶテナントが入居しており、情報化ニーズに対応した都市計画の中核施設を担っている

(3) 国際化

民活法により整備された国際展示場・会議場の5号イ・ロ施設へは年間約740万人が訪れており、また、国際ビジネス交流基盤施設である8号施設の整備により約90社の外資系企業の日本進出の足がかりとなっている。

また、民活法は、従来、官のみが事業を行っていた公益性の高い事業分野に民間事業者が進出するきっかけとなり、その後のPFIなどの民間事業者の能力を活用する施策の先駆けとなってきた。さらに、こうした公益的施設(リサーチコア、高度商業基盤施設、リサイクル施設等)の必要性が認知された結果、個別支援施策の展開が図られ、より支援措置の厚い個別施策の創設などにもつながっているといえることができる。

2. 施策の必要性

<背景>

我が国は、経済活動のグローバル化、情報化の進展、環境問題への対応などの経済社会環境の急激な変化に直面している。その中で、我が国が今後とも経済活動の活力を維持し、我が国経済の自立的発展の円滑化を図るためには、新規性、公共性、基盤性を有する新たな産業インフラである特定施設の整備を講ずることにより、新たな事業活動の促進を通じて産業構造を高度化し、新規産業の創出、雇用機会の拡大等を図ることが求められている。

このように特定施設は政策意義の高い公共的施設であるが、これらの施設を民間が整備することは類例が乏しく、整備事業を行う際に相当の資金が必要であるなど、リスクが極めて大きな事業である。

<必要性>

研究開発、情報化、国際化等をはじめとする経済社会の変化に対応した新たな産業基盤施設(研究開発施設、国際ビジネス交流基盤施設、リサイクル施設等)や、新たな事業活動を促す施設(高度商業基盤施設等)といった特定施設の整備を促進することが地域経済の活性化に必要であるが、整備にあたっては、自治体の財政負担の軽減や効率的な事業運営のために、意欲ある民間事業者の資金力、経営ノウハウ等の能力を活用することが重要である。

これらの特定施設は、「経済社会の基盤の充実に資する」とのものと民活法において定められており、公共性を有することから、「公共財的性格を持つサービス・財」である。しかし、これらの施設の整備・運営には大規模な初期投資を要するとともに、収益が現れるまでに長期間を要する。このため、民間事業者の事業参入の促進・

リスク軽減を図るべく、国が支援措置を講じる必要がある。また、特定施設の整備にあたっては、地域の実状及び地元の企業の総意を踏まえ、国の支援を加味したうえで事業採算性を判断し、施設の整備・運営を行う必要がある。

このため民活法10条及び11条に規定を設け、国は必要な税制及び特定施設整備に必要となる資金の確保及び融通のあっせんを行うこととされている。

なお、特定施設の事業規模は平均約90億円（経済産業省所管事業）であるが、インテリジェントビルの場合は約660億円、特定大規模スタジアムの場合は約320億円の規模となっている。また、事業主体が開業後単年度黒字への転換に要する期間は平均約7年、また累積損失解消に要する期間は平均約15年である。

<閣議決定等上位の政策決定>

【新たな事業活動の促進のための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議(参議院商工委員会平成7年10月24日)抜粋】

政府は、本法施行が真に実効性あるものとなるよう、税制上の措置を含めた支援策の一層の充実に努めることとし、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 一、民活法に基づく特定施設の整備については、地域及び民間事業者のニーズと事業の実態に即し、かつ利用者の利便に配慮した効果的な支援を行うとともに、地域の基盤整備の一体的推進を図る観点から、地方公共団体及び関係行政機関との連携を一層強化すること。

3. 施策の概要、目標達成度

(1) 施策全体

事業の概要

民間能力の活用による産業インフラの整備は新たな事業活動を促進し、地域経済を活性化させる施設の整備を促進させるため、民活法に基づく特定施設の整備に対し、補助金、財投、税制、債務保証の支援措置を講じる。また、特定施設が地域において果たしてきた役割及び成果等を把握し、今後の制度設計のあり方についての調査も実施する。

目標達成度（効果）（経済産業省所管分）

- ・特定施設認定件数 86件
- ・特定施設現在開業件数 85件
- ・総投資規模（土地含む） 約1兆4000億円

・特定施設ごとの認定件数、活用状況

特定施設の分類	認定件数	活用状況
1号(研究開発・企業化基盤施設)	14件	入居率： 91.1%
3号(情報化基盤施設)	12件	入居率： 87.4%
5号(国際会議場・見本市場)	7件	展示場稼働率： 42.7% 貸会議室稼働率： 45.0%
6号(港湾文化交流研修施設)	3件	-
7号(高度情報化建築物)	12件	入居率： 92.5%
8号(国際ビジネス交流基盤施設)	3件	入居率： 73.6%
11号(卸共同ターミナル)	3件	入居率： 90.0%
13号(高度商業基盤施設)	15件	入居率： 98.8%
15号(輸入促進高度化施設)	4件	入居率： 80.5%
16号(リサイクル施設)	12件	処理量： 約45千t/年
17号(大規模スタジアム)	1件	稼働日数： 173日/年 入場者数：約1.2百万人/年

(率は各施設の平均値)

目標達成時期 平成18年度

【有識者、ユーザー等の各種意見】(事業者及び自治体へのアンケート調査(民活事業の検証と今後の制度設計のあり方に関する調査)より)

「民活法の適用が無かった場合、事業は実現したが施設内容が変わっていた(60.4%)」
「民活法により整備した施設で十分に機能を果たしており、新たな施設整備の必要がない(74.3%)」等、民活法を活用することにより、施設の機能強化に関する評価や「民活法に認定されることによるイメージの向上(25.9%)」等の波及的效果についても評価されている。

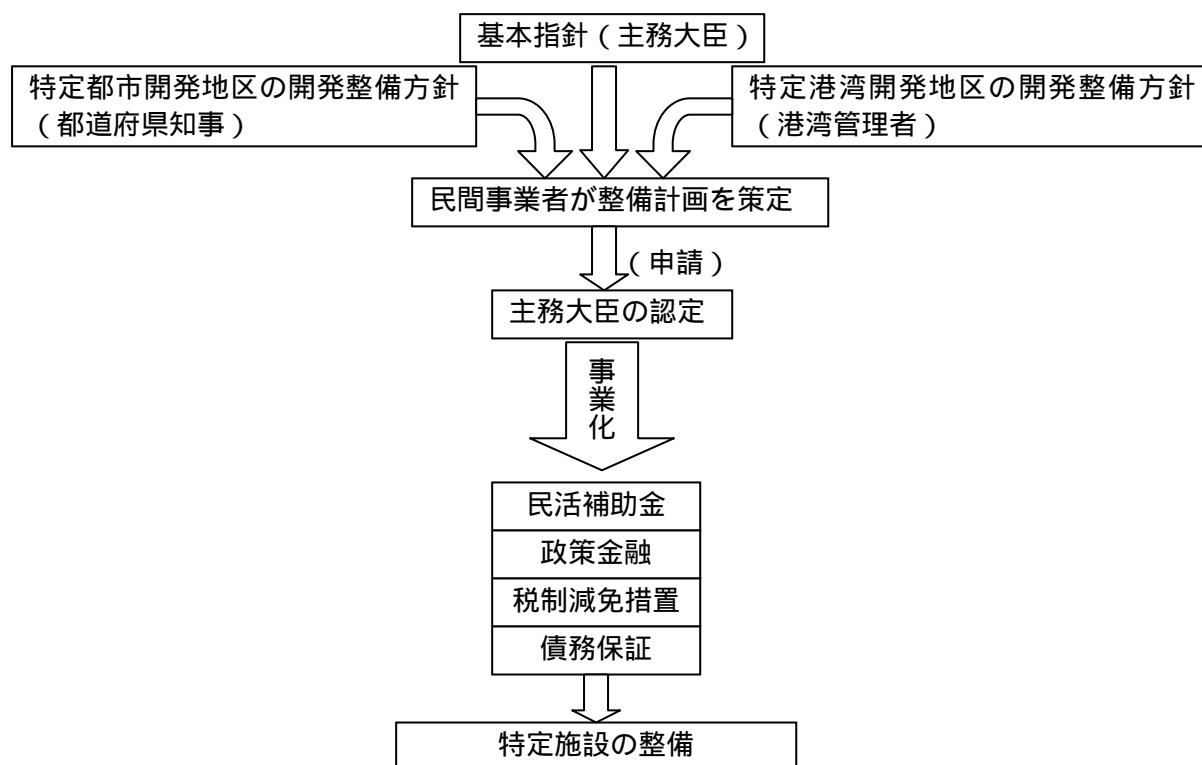
(事業者へのインタビュー(民活法がもたらした効果と課題に関する調査)より)

「民活法が適用されなければ、プロジェクト自体を決行できなかった」、「民間事業者の顧客ネットワークや不動産事業のノウハウ等を活用することが出来た」との必要性に関する評価がある一方、「共用施設の面積や関連機器など民活法に基づく設備要件が初期投資額を肥大化させ、収支を圧迫させている」との制約に関する評価もされている。

(学識経験者からの意見(民活事業の検証と今後の制度設計のあり方に関する調査)より)

「民活法は単体施設のみでなく、エリア全体を考慮した面的整備が可能であり、先行投資を行い民間からの投資を呼び込むという民活法のプロセスは重要である。」

実施スキーム



【 施策の事業構成 】

事業名	開始					終了
〔 評価時期 〕						
(1) 民間能力活用特定施設緊急整備費						H 1 8
(2) 民活法特定施設整備事業（政策金融）	S 6 1					H 1 8
(3) 民活法特定施設整備事業（税制措置）						
事業所税（地方税）	S 6 1					H 1 8
不動産取得税（地方税）	S 6 1					H 1 3
固定資産税（地方税）	S 6 1					H 1 3
特別土地保有税（地方税）	S 6 1					H 1 3
法人税の特別償却（国税）	S 6 1					H 9
(4) 中小企業基盤整備機構の債務保証（債務保証）	S 6 1					H 1 8
(5) 新産業社会基盤施設整備基本調査	S 6 1					H 1 5

注) 事業計画をベースに作成したもので、現時点における予定。『 』は実施予定であるもの、
『 』は継続して実施する可能性のあるもの。

以下、個別の事業について説明する。

(2) 民間能力活用特定施設緊急整備費 （ 予算：補助事業 ）

事業の概要

民活法第 2 条第 1 項各号に規定する特定施設のうち経済産業省が所掌する特定施設の整備を行う民間事業者が、整備計画を策定し経済産業大臣の認定を受け、関係地方公共団体が当該特定施設の整備の促進を図る必要があると認めた場合、

それに要する費用（土地の取得費・造成費を除く）の5%について、その2/3を補助（関係地方公共団体が地方交付税不交付団体の場合は1/2を補助）。

目標達成度（効果）（16年度までの実績；当省所管分）

関係地方公共団体が当該特定施設の整備の促進を図る必要があると認める事業を補助金交付の要件としているため、公共性が担保され、地元の大学や企業等周辺地域への連携が図られるなど、地域への波及効果が図られた。

- ・ 民活補助金交付総額； 約126億円
- ・ 民活補助金交付施設数； 71件

民活補助金交付実績の推移（単位：千円）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
交付実績額	552,641	222,770	53,169	40,000	0

【有識者、ユーザー等の各種意見】（平成10年度『民活法における第3セクターの運営の在り方に関する調査』における民間事業者からのヒアリング結果より）
 「特定施設の整備は多額の初期投資を要するとともに、開業後の収益性も低いことから投資の効果が現れる期間に長期間を要するため、施設の建設費の一部を補助することにより事業のリスクを軽減するための補助制度は重要との評価を得ている。」

（自治体へのアンケート（民活事業の検証と今後の制度設計のあり方に関する調査）より）
 「自治体からの負担を要件としている民活補助金は、財政状況が厳しい自治体では負担分が捻出できない」

目標達成時期 平成18年度

実施スキーム



< 補助事業：一般会計 >

開始年度	終了年度	補助率	総予算額	総執行額	17年度以降継続
昭和 61年度	平成 18年度	定額	約238 [億円]	約126 [億円]	あり

(3) 民活法特定施設整備事業（政策金融）

事業の概要

民活法の認定を受けた特定施設に対し、日本政策投資銀行等が出資・融資（融資比率40%以内、政策金利）、並びにNTT無利子融資（事業者が第3セクターの場合のみ）及び低利融資を行う。

目標達成度（効果）（16年度までの実績；経済産業省所管分のみ）
 政策投資銀行からの融資が、民間金融機関からの円滑な資金供給の呼び水効果としての役割も果たしている。

- ・日本政策投資銀行からの出融資総額； 約2537億円
- ・融資総額（NTT-C・C'）； 約1542億円
- ・出融資件数； 出資：20件、 融資：63件、 NTT 融資66件

政策金融出融資実績の推移（単位：百万円）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
出融資実績額	16,335	2,430	1,407	750	0

【有識者、ユーザー等の各種意見】（大蔵省主計局司計課が平成11年度に行った民活補助金実態調査において、民間事業者から出された意見）

「本事業の認定を受けることによって補助金の交付、NTT無利子貸付金及び日本開発銀行からの借入が可能となったことにより、借入金返済の据置期限や償還期限が大幅に延長され、事業の採算がとれる見通しがついたことから実施に踏み切ったものである。仮にこれらの恩恵がなかったとしたら事業は実施しなかった。」

（事業者へのインタビュー（民活法がもたらした効果と課題に関する調査）より）

「政策融資の返済期間が施設の耐用年数等に比べて短いためにコスト圧迫要因となっている。」

目標達成時期 平成18年度

実施スキーム



<融資割合等>（総融資額、総融資件数については経済産業省所管分）

融資割合	融資限度額	貸付利率	貸付期間	総投融資額	総投融資件数
40 [%]	- [億円]	政策金利	15年	約4,079 [億円]	69件 (H6~15)

(4) 民活法特定施設整備事業（税制）

事業の概要

民活法の特定施設のうち一部施設について、地方税（事業所税、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税）の減免や、国税（法人税）の特別償却が適用される。ただし対象となる事業者は第3セクターであること。また、建設事業費が10億円以上の条件を満たすことが必要。

目標達成度（効果）（経済産業省所管分）

固定資産税等の免除は、事業が軌道に乗るまでの負担軽減策として一定の効果があった。また、対象となる施設が大規模なため事業所税等の減免効果も大きかった。

- ・減税総額 約107億円
- ・税制特例制度の利用件数 のべ238件

事業所税減収実績の推移（単位：百万円）

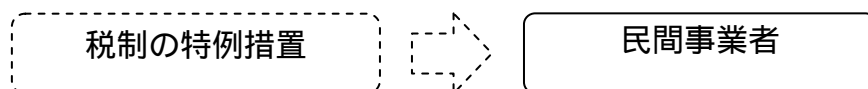
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
減税額	43	171	8	8	8

【有識者、ユーザー等の各種意見】（平成14年新産業社会基盤施設整備基本調査より）

民活法特定施設の運営事業者及びそれらに出資している自治体に対して、民活法スキームで受けられる財政上の支援措置についてアンケート調査を行ったところ、税制上の優遇措置（事業所税）について、有効であると評価した事業者は82.5%、自治体では85.7%にのぼった。

目標達成時期 平成18年度

実施スキーム



<税目等>（総減税額については経済産業省所管分）

税目	制度創設年度	適用期限	総減税額
事業所税 （地方税）	昭和61年度	平成18年3月31日	5,524 [百万円]
不動産取得税 （地方税）	昭和61年度	平成14年3月31日	777 [百万円]
固定資産税 （地方税）	昭和61年度	平成14年3月31日	1,336 [百万円]
特別土地保有税 （地方税）	昭和61年度	平成14年3月31日	2,967 [百万円]
法人税の特別償却 （国税）	昭和61年度	平成10年3月31日	162 [百万円]

（5）中小企業基盤整備機構の債務保証（債務保証）

事業の概要

民活法に基づいて、主務大臣の認定を受けた整備計画に係る特定産業基盤施設

(1号、5号、16号、17号施設)の事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入について債務保証を行う。

目標達成度(効果)

中小企業基盤整備機構が事業者の債務を保証したことにより、民間金融機関からの借入を実行できた。

- ・ 債務保証総額 約19.4億円
- ・ 保証件数 11件

債務保証残高の推移(単位:百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
債務保証額	1,390	1,390	1,180	380	380

目標達成時期 平成18年度

実施スキーム



<保障割合等> (保証割合は、事業費全体ではなく補償対象貸付額に対するもの)

保障割合	保障限度額	設備資金	運転資金	保証総額 保障件数	保証債務
90[%]	-	10年	5年	約19.4[億円] 11[件]	借入・社債

(6) 新産業社会基盤施設整備基本調査 (予算:委託事業)

事業の概要

民活法は平成18年に期限切れを迎えているが、昭和61年に民活法が施行されて以来、180件を超えるプロジェクトが認定を受けている。これら民活法に則った事業が、地域において従来果たしてきた役割及び成果等を把握するとともに、今後の制度設計の在り方について民間研究機関等に委託して調査研究等を実施する。

目標達成度(効果)

新産業社会基盤施設整備基本調査により、各地域へ民活法に関する普及啓発が図られると同時に、地域ニーズを発掘し、より多くのプロジェクトを認定につなげることができた。

- ・ 民活プロジェクト認定件数; 86件(累積)(当省所管分のみ)
- ・ 民活プロジェクト開業件数; 82件(累積)(当省所管分のみ)

民活プロジェクト認定件数推移（当省所管分のみ）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
認定件数	4件	1件	1件	0件	0件

目標達成時期 平成15年度

実施スキーム



< 委託事業：一般会計 >（ は平成10年度以降の総額）

開始年度	終了年度	補助率	総予算額	総執行額	17年度以降継続
昭和 61年度	平成 15年度	-	219,703 [千円]	184,853 [千円]	なし

4. 有効性、効率性等の評価

手段の適正性

民活補助金は、民活法に基づく特定施設の整備事業に対してインセンティブを与えることによりその整備を一層推進していくことを目的とするものであり、税制、財投等制度とあわせて必要不可欠な制度である。

また、対象となる特定施設は、政策的意義の高い公共的施設であるが、これらの施設を民間が整備することは類例が乏しく、リスクが極めて大きな事業であることから、民間の金融機関からの資金調達は困難であり、政府系金融機関によって補完される必要がある。

さらに、税制特例措置によって特定施設の整備・運営に係る事業リスクを軽減し、整備が円滑に進むように支援措置を講じることが必要。

効果とコストとの関係に関する分析（効率性）

平成16年度までに交付された民活補助金総額約126億円及び平成16年度までに融資された約4079億円等の呼び水の政策支援措置により、これまでに土地の取得・造成費等を含めた特定施設の整備に係る総事業費約1兆4千億円（民活法認定の特定施設に対する運営状況調査）の投資が誘発された。

また、これまでの税の減免措置による総減税額は約107億円であり、適用件数はのべ238件である。

適切な受益者負担

民活法に基づく施設整備は、民間事業者の資金力や経営ノウハウを活用して行う

ものである。しかし、施設整備には大規模な初期投資を要するとともに、収益が現れるまで長期間を要する。このため、これら施設整備を促進するために、民間事業者の事業参入の促進・リスク軽減を図るべく、国と関係地方公共団体が施設整備費用の5%を負担するが、残り95%は整備事業者が負担することとなる。

【有識者、ユーザー等の各種意見】

我が国の対外不均衡の是正が当面の最大課題であるとし、このために市場開放政策とともに内需振興が急務との観点から内需振興の一方策としてとりまとめられた「民間活力による産業社会の基盤整備の促進について」(昭和60年8月産業構造審議会総合部会企画小委員会中間報告)において、

内需振興に当たっては、民間活力(事業の効率的運営をなすうる経営資源)を積極的に活用すること。

民活の対象となる事業分野として、新たな公共的事業分野の民間による産業化。

我が国産業社会の国際化、情報化等の変化に伴い新しいタイプの基盤的施設の整備が必要。

と提言されている。

また、民間事業主体による基盤的施設の整備を促進するため、以下の支援措置を講ずべきであるとも提言されている。

プロジェクトの指導促進のための計画作成への支援。

資金調達円滑化のため、財政投融资の活用、債務保証制度の整備、政府系金融機関による出資の活用。

民間企業からの投資促進のための税制上の措置と施設の公共性、地域経済・住民生活の発展等への貢献を考慮した地方税等の減免措置。

各地域の実情を踏まえた計画的整備促進と支援措置の効果的重点的投入のため、立法措置を含む総合的施策の検討。

((民活事業の検証と今後の制度設計のあり方に関する調査) より)

「地域への波及効果については、全体的に、事業面の効果よりもまちづくり面の効果について高い貢献度を回答している。特に「景観の向上」、「地域におけるシンボリックな役割」においては貢献していると捉えているところが多いようであり、ヒアリングにおいても同様の意見が挙げられている。」

「事業面の効果においても、「人材の輩出」や「特許出願件数の増加」、「ベンチャー企業の活発化」、「地域のソフトウェア開発レベルの向上」等、直接的な効果といえる項目については回答にばらつきが見られるが、その分野における「地域のイメージの向上」や「地域の活性化」等、間接的な効果といえる項目については貢献していると回答した事業者が多いという傾向が見られた。」

「「第3セクターの活用など民活法は既に時代遅れの制度であり、今後活用していく考えはない」という趣旨の厳しい意見もみられた。」

((民活法がもたらした効果と課題に関する調査) より)

「収益改善が計画よりも前倒しになった施設と後倒しになった施設の背景を分析すると、民活事業の経営健全度を左右する要因として、以下のようなものが見られることがわかる。

- ・ 收支計画の厳格性
- ・ 周辺開発の進捗度
- ・ 経営層の当事者意識
- ・ 外部環境の悪化で諦めない運営面での創意工夫
- ・ そもそもの事業の収益性

多くの民活施設はバブル崩壊後の景気低迷の荒波を正面から受けていると思われ、ある程度の収益悪化はやむを得ないと考えられる。ただ、ケースをまとめると、事業者の当初の事業性の判断が甘かったと思われる。」

5 . 評価結果を踏まえた今後の改善策等

< 課題 >

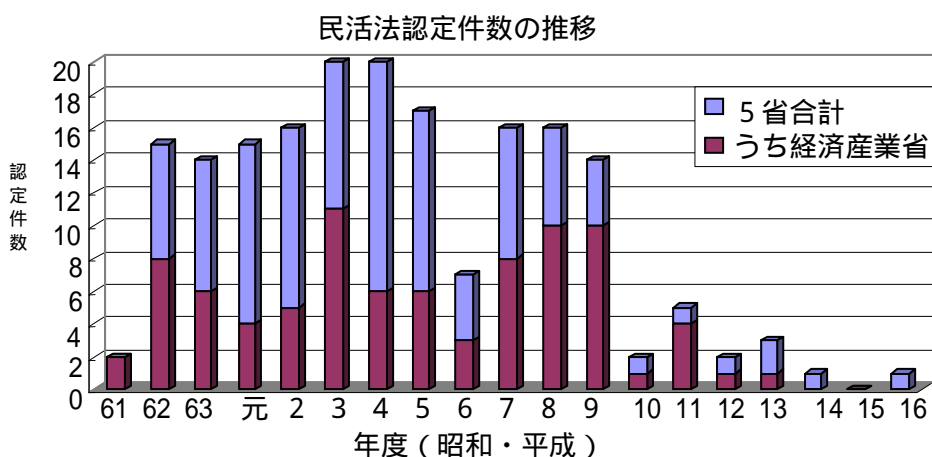
民活法は、経済社会の基盤の充実に資する施設の整備を民間事業者の能力を活用して促進することを目的としたもの。

昭和62年度、63年度、平成元年度、3年度、4年度、7年度、8年度、11年度、13年度及び14年度に法律改正を行い、対象施設の追加を行っている。

施設ごとに主務大臣が異なることから経済産業省、国土交通省、総務省、農林水産省、環境省の5省の共管となっている。

民活法に基づき、昭和61年度からこれまで全国で186件(うち経済産業省所管86件)の施設の整備計画を認定し、必要な支援措置を行い、各地で地域の基盤となる施設整備を促進してきたが、新規認定については減少傾向となっている。この理由としては、個別施策による支援措置の充実と民活支援措置の縮減、

PFI等の民間事業者を活用する新制度の創設、自治体の財政難並びに三セク事業に対する批判等の影響があると考えられる。



また、これらの事業者において、累損赤字を解消しているものもある一方、累損赤字の未解消、単年度黒字未達成の事業者も存在している。この理由としては、当初計画時の経済環境が大きく変化したことにもよるが、事業者による事業計画の見直しが十分でなかったために社会経済環境の変化に応じられなかったことなどが考えられる。このため平成12年に民活法基本指針の改正を行い、運営に当たって中長期的な収支計画を策定し、随時見直しを行うことを定めている。

なお、一部の事業者では、バブル崩壊の影響等による経営状況の悪化により、法的整理や特定調停等の動きが出ている。

民活法は、平成18年5月29日までに廃止することとされている（民活法附則第2条）

<今後の改善策>

- (1) 民活法については、これまで各地域の経済社会の基盤となる施設の整備促進の先陣を切るという役割を十分果たしてきた。また従来は官のみが事業を行っていた公益性の高い事業分野に民間事業者が進出するきっかけとなってきた。

その後、民活法制定による施策ニーズ顕在化により個別支援制度が充実したこと。また、一層の民間能力の有効活用を図る観点からPFI法が制定され、それに基づくPFI案件が生まれてきていること等により、現在では新規認定のニーズは乏しい状況となっている。

- (2) こうした状況を踏まえれば、民活法については、所要の政策目的を達成したと考えられることから、18年5月の現行法期限後の延長を行わない方向で検討を進めることが適当と考えられる。

なお、この場合においても必要な経過措置を設け、事業者への配慮を図ることも検討していく必要がある。

<次回レビュー時期>

平成18年度

【参考：特定施設について】

特定施設は法律改正による追加が行われ、現在17種類36類型。具体的には、研究開発・企業化基盤施設（地域企業の研究開発に対し、研究スペース及び研究施設を貸与するとともに共同研究プロジェクトのアレンジ等の技術指導を行う施設）、情報化施設（経済社会の情報化、国際化に対応した高度な都市機能を形成するための施設）、国際経済交流等促進施設（対日投資促進、地域経済・社会の国際化等を図るための施設）、リサイクル関連施設（循環型経済社会の構築を図る上から資源の有効利用及び環境保全に寄与する施設）、特定大規模スタジアム（スポーツ関連産業などの活性化、周辺地域の産業等の活性化等を通じ、ゆとりと豊かさを実感できる社会の実現に寄与する施設）など。

特定施設一覧

	施設		内容	主務大臣
1号	研究開発・企業化基盤施設 (リサーチ・コア)		<ul style="list-style-type: none"> ・開放型試験研究施設 ・人材育成施設 ・交流施設 ・研究開発型企業育成支援施設 (リサーチ・オン・キャンパスの場合は、上記施設から研究開発型企業育成支援施設を除く) 	経済産業大臣
2号	電気通信研究開発促進施設 (テレコム・リサーチパーク)		<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発施設 ・共同利用施設(会議場施設、研修施設等) 	総務大臣
3号	情報化基盤施設 (ニューメディア・センター)		<ul style="list-style-type: none"> ・地域共同情報センター ・情報化啓蒙普及施設 ・研修施設 	経済産業大臣
4号	電気通信高度化基盤施設	イ 電気通信高度化基盤施設(テレコムプラザ)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務施設(CATV放送センター等電気通信中枢センタ) ・共同利用施設(電気通信啓蒙普及施設、研修施設) 	総務大臣
		ロ 多目的電波利用基盤施設(マルチメディアタウン)	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信業務施設 ・共同利用施設 	
5号	国際経済交流等促進施設	イ 国際見本市場施設	・大規模国際見本市場	経済産業大臣
		ロ 国際会議場施設	・国際会議場	経済産業大臣 国土交通大臣
		ハ 国際交流研修施設	<ul style="list-style-type: none"> ・研修施設 ・会議場施設 ・共同利用施設(宿泊施設等) 	経済産業大臣
		ニ 国際市民交流基盤施設	<ul style="list-style-type: none"> ・展示施設 ・展示物として供される建物又は構築物 ・観覧場 	経済産業大臣 国土交通大臣
6号	港湾利用高度化施設	イ 旅客ターミナル施設	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客施設 ・研修施設 	国土交通大臣
		ロ 港湾業務用施設	・港湾業務用ビル、ホール	国土交通大臣
		ハ 港湾文化交流施設	<ul style="list-style-type: none"> ・展望施設、体験施設 ・展示施設 ・多目的ホール ・ロビー、広場 	国土交通大臣

		二	臨海部活性化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用研究施設 ・港湾情報化基盤施設 ・会議場施設 ・研修施設 	国土交通大臣 経済産業大臣
		ホ	港湾交流研修施設 (ハ-パ-コミュニケイション)	<ul style="list-style-type: none"> ・研修施設 ・展示施設 	国土交通大臣 経済産業大臣
		ハ	港湾環境創造支援施設 (エコ-ポート支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾環境改善施設 ・廃熱等利用施設 	国土交通大臣 経済産業大臣
		ト	廃棄物海面処分場 延命化施設	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量化施設 (廃棄物を取り扱う施設に該当しない場合) 	国土交通大臣
				<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量化施設 (廃棄物を取り扱う施設に該当する場合) 	国土交通大臣 環境大臣
7号	国際情報地域 開発基盤施設	イ	地域情報管理基盤 施設(エリア・マネジメン トセンター)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報処理施設 ・情報伝送路 	経済産業大臣
		ロ	衛星通信高度化基 盤施設(テレポー ト)	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星通信業務施設 	総務大臣
		ハ	特定電気通信基盤 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信総合管理センター ・電気通信伝送路 	総務大臣
		ニ	特定高度情報化建 築物(インテリジェ ントビル) (イ、ロ又はハと一 体であること)	イと一体の場合	経済産業大臣 国土交通大臣
				ロ又はハと一体の場合	総務大臣 国土交通大臣
ホ	特定熱供給施設	イと一体であることが要件	経済産業大臣		
8号	国際ビジネス交流基盤施設 (ワールド・ビジネス・ゾーン)		<ul style="list-style-type: none"> ・外国企業用短期賃貸事業場 ・共同利用施設(展示施設、会 議場施設、研修施設) 	経済産業大臣	
9号	農林水産研究開発・企業化基盤施設		<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発施設 ・研修施設 ・交流施設 ・企業化支援施設 	農林水産大臣	
10号	漁港利用高度 化施設	イ	漁港複合施設	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物集出荷施設 (水産物処理保蔵施設) ・漁港利用増進施設 (旅客関連施設) 	農林水産大臣
		ロ	漁港業務用施設	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港業務用ビル、ホール 	
11号	総合流通機能 高度化施設	イ	物流高度化基盤施 設	<ul style="list-style-type: none"> ・荷さばき施設、保管施設 ・流通加工施設 ・情報化オフィス ・共同利用施設(会議場施設、 展示場施設) 	国土交通大臣
		ロ	卸共同流通ターミ ナル	<ul style="list-style-type: none"> ・流通情報処理業務施設 ・荷さばき施設 ・共同利用施設(会議場施設、 展示場施設) 	経済産業大臣 農林水産大臣
12号	大規模都市鉄道新線多目的旅客ターミナル施設		<ul style="list-style-type: none"> ・旅客施設 ・生活利便向上施設 ・会議場施設、展示施設 	国土交通大臣	
13号	高度商業基盤施設 (商業施設と一体的に設置されること)		<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設 ・顧客利便増進施設 ・地域住民生活向上施設 ・小売業業務円滑化施設 	経済産業大臣	

14号	食品商業基盤施設		<ul style="list-style-type: none"> ・食品事業者・消費者交流施設 ・食品小売業業務円滑化施設 	農林水産大臣	
15号	輸入促進高度化施設 (11号イ又はロと一体的に設置されること)		<ul style="list-style-type: none"> ・輸入貨物取扱業務支援施設 ・研究開発施設 ・共同利用施設(展示施設、研修施設) 	経済産業大臣 国土交通大臣 農林水産大臣	
16号	リサイクル関連施設	イ	マテリアルリサイクル施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルリサイクル施設 ・カット他用途利用施設 ・廃プラスチック油化施設 ・共同利用施設(展示施設、研修施設) 	経済産業大臣 環境大臣
				<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源活用肥料化施設 ・共同利用施設(展示施設、研修施設) 	経済産業大臣 農林水産大臣 環境大臣
				<ul style="list-style-type: none"> ・エコメントリサイクル施設 ・アルミ缶リサイクル施設 ・古紙他用途利用施設 ・共同利用施設(展示施設、研修施設) 	経済産業大臣
		ロ	サーマルリサイクル施設	<ul style="list-style-type: none"> ・RDF発電又は熱供給施設 ・共同利用施設(展示施設、研修施設) 	経済産業大臣
17号	特定大規模スタジアム		<ul style="list-style-type: none"> ・スタジアム施設 ・観覧者利便施設 ・共同利用施設(展示施設、研修施設) 	経済産業大臣	

「産業再配置」に係る事後評価書（要旨）

1. 施策の目的・目標及びその達成状況

< 施策の目的・目標 >

国土の均衡ある発展を図るため、工業再配置促進法（昭和47年法律第73号）に規定する工業の集積の程度が著しく高く、工場の移転を図ることが必要な「移転促進地域」から、工業の集積の程度が低い「誘導地域」への工場移転等を促進し、地域間の工業集積度の格差を是正する。

< 施策の目標 >

経済産業大臣が策定する工業再配置の目標等を定めた工業再配置計画（以下「計画」という。）において、工場移転の目標や誘導地域における新增設の目標等を規定。具体的には以下のとおり。

（1）昭和52年計画（策定日：昭和52年7月27日、計画対象期間：昭和51年 - 昭和60年）

定量的目標

- ・昭和60年において、移転促進地域の工場敷地面積を昭和49年に比し、3割程度減少させる。
- ・昭和60年において、工配法指定地域別の工業出荷額の対全国シェアについて、移転促進地域11%、白地地域59%及び誘導地域30%を目標とする。
- ・昭和51年～昭和60年の累積で、全国新增設の7割程度が誘導地域で行われる。

定性的目標

- ・雇用機会の確保に努める。
- ・労働力の移動・定着等を図り、労働力の確保に努める。

（2）平成元年計画（策定日：平成元年3月30日、計画対象期間：昭和60年 - 平成12年）

定量的目標

- ・平成12年において、移転促進地域の工場敷地面積を昭和60年に比し、2割程度減少させる。
- ・平成12年において、工配法指定地域別の工業出荷額対全国シェアについて、移転促進地域11%、白地地域54%及び誘導地域35%を目標とする。
- ・昭和61年～平成12年の累積で、全国新增設の3/4（75%）程度が誘導地域で行われる。

定性的目標

- ・工業の地方分散による地方の雇用機会の創出を図る。
- ・地域における人材の育成・定着を図る。

< 目的・目標達成状況（結果・効果） >

過去二回策定された工業再配置計画の目標は、計画の目標年において、ほぼ達成している。また、約30年間本施策を講じてきた結果（補助金交付金額：約1,600億円、財政投融資額：約3,000億円）として、都市と地方の工業集積度の格差は、工業再配置促進法制定時と比べて大幅に縮小するなど、これまでの施策は有効に機能し、一定の効果を上げたと考えられる。

一方、企業の工場立地の判断要素が変わるなど、近年の経済情勢の変化に伴い、工業再配置を促進する政策の必要性が低下したこと等を踏まえ、本施策については平成17年度限りで廃止することとする。

< 指標及び指標の推移 >

1. 工業再配置計画の目標及び実績

(1) 昭和52年計画（策定日：昭和52年7月27日、計画対象期間：昭和51年 - 昭和60年）

項目	目標（昭和60年）	実績（昭和60年）
経済フレーム（前提） （経済成長率）	年率 5.7%～6.3%	4.3% （S51 - S60 年率）
目標が達成された場合 の工配法地域別の工業 出荷額の対全国シェア	移転促進地域 11%	18%
	白地地域 59%	55%
	誘導地域 30%	27%
	太平洋ベルト地域 60%	66%
工場移転の目標	昭和60年において移転促進地域の工場敷地面積を昭和49年に比し、3割程度減少させる。	15%
誘導地域における新增設の目標（敷地面積ベース）	昭和51 - 60年の累積で、全国の新増設の7割程度が誘導地域で行われる。	67%
目標が達成された場合の誘導地域における工場敷地面積	21.5万～22.5万ha	16.0万ha

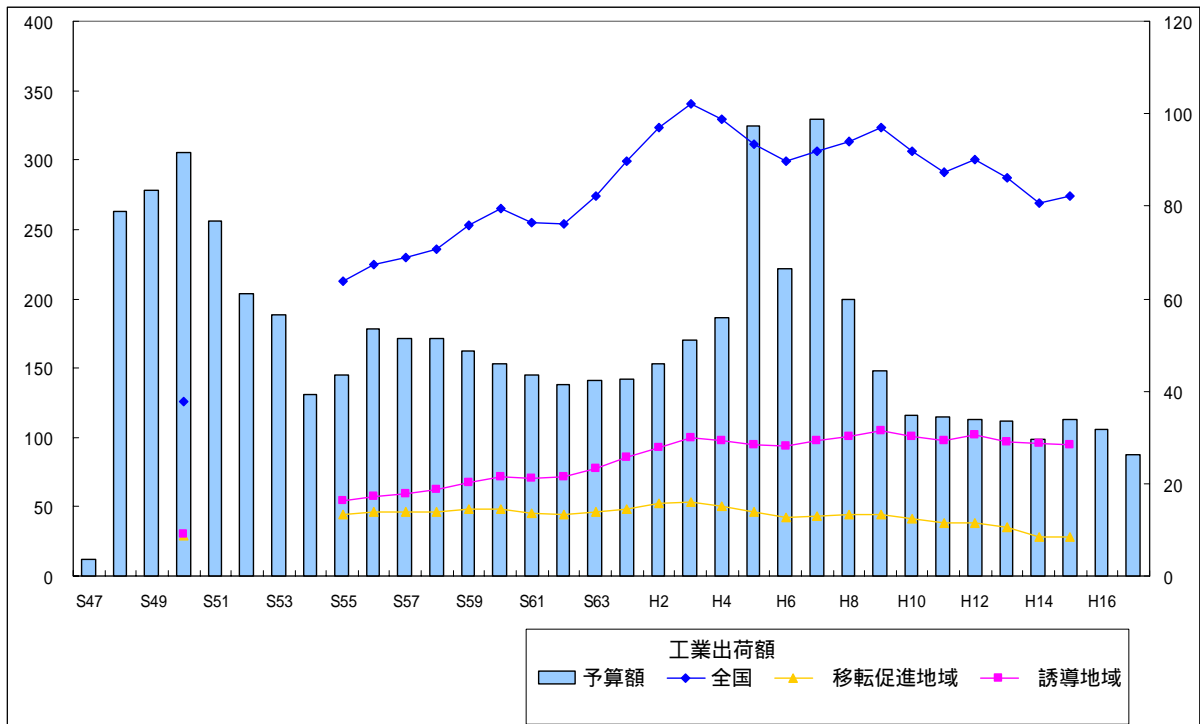
(2) 平成元年計画（策定日：平成元年3月30日、計画対象期間：昭和60年 - 平成12年）

項目	目標（平成12年）	実績（平成12年）
経済フレーム（前提） （経済成長率）	内需主導による中成長 年率 4.0%	1.8% （対前年伸び率） 2.7% （S60 - H12年率）
目標が達成された場合 の工配法地域別の工業 出荷額の対全国シェア	移転促進地域	11.6%
	白地地域	53.3%
	誘導地域	35.2%
	太平洋ベルト地域	59.6%
工場移転の目標	平成12年において移転促進地域の 工場敷地面積を昭和60年に比し、 2割程度減少させる。	21.8%
誘導地域における新增 設の目標（敷地面積ベ ース）	昭和61年 - 平成12年の累積で、 全国の新増設の3/4（75%）割程度 が誘導地域で行われる。	単年 75.6% 累積 77.1%
目標が達成された場合 の誘導地域における工 場敷地面積	17.5万ha	16.8万ha

2. 産業再配置促進費補助金予算額及び工配法指定地域別工業出荷額の推移

工業出荷額：兆円

予算額：億円



3. 工業集積度の推移（全国を100とした場合の値）

	昭和45年	昭和60年	平成12年
移転促進地域 ①	822.9	580.7	393.5
誘導地域 ②	36.4	51.7	67.3
① / ②	22.6倍	11.2倍	5.8倍

工業集積度：工業の集積の程度を人口や面積に対する工業生産活動（工業出荷額、付加価値額）の割合で表したものの。

4. 国内立地した理由（最終組立工場・業種別）

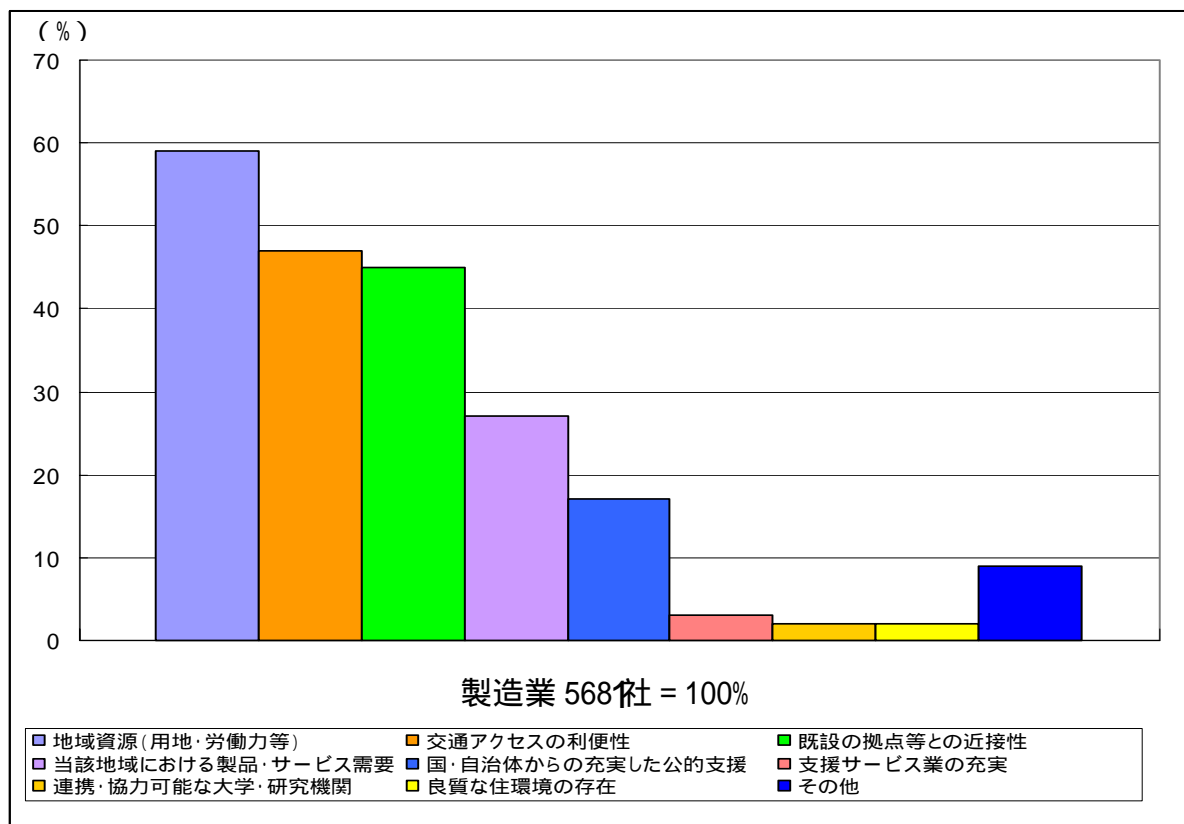
国内立地を選ぶ理由は、市場への近さ、自社関連工場・研究所の存在等。

	電気機器	機械	非鉄金属	化学	精密機械
市場に近い	30.8%	36.4%	33.3%	0.0%	0.0%
自社の関連工場・研究所の存在	23.1%	27.3%	33.3%	60.0%	20.0%
高度な部材が入手しやすい	7.7%	9.1%	16.7%	0.0%	0.0%
取引先が近い	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%
優良な技能・技術を有する中堅・ 中小企業の集積	7.7%	9.1%	0.0%	0.0%	20.0%
地元自治体の優遇策	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%

[出典：平成16年度 ものづくり基盤技術の振興施策]

5. 製造業における国内設備投資の立地選定要因

国内で立地場所を選定する際に重視する点は、地域資源（用地・労働力等）、既設拠点等との近接性等。



【出典：平成16年度ものづくり基盤技術の振興施策】

複数回答のため、各項目の合計は全体と一致しない。

<原因・外部要因、課題>

目標達成状況に示すとおり、これまでの施策は有効に機能し、一定の効果を上げたと考えられるが、近年の景気の低迷、企業の海外進出等の外部要因により、誘導地域における企業立地は減少傾向にある。

2. 今後の施策の見直し・改善策

<今後の方向性>

〔中止〕

工業の集積の程度を示す工業集積度では、工業再配置促進法制定時と比較し、移転促進地域と誘導地域の格差は縮小した。また、移転促進地域と誘導地域の工業出荷額のシェアが逆転するなど、これまでの産業再配置施策は有効に機能し、施策目標の達成に効果があったといえることができる。

こうした状況の中で、近年、工場立地に対する反対運動や工場の生産活動に係る公害発生件数は減少しており、また、地方自治体からの要望を踏まえ、東大阪市等を移転促進地域から除外したところである。

加えて、企業が海外も含め立地場所を選択する時代に変化していることから、今日では如何に国内立地を推進するかが課題となっており、日本国内における工業再配置という発想が現下の経済実態に合わなくなっている。

さらに、平成15年度決算に関する参議院本会議における議決などにおいて工業再配置のための主要施策の一つである産配補助金に対し、抜本的に見直すべきとの指摘があったこと、工業再配置計画の上位計画である全国総合開発計画を規定していた国土総合開発法の改正が行われたことなどを踏まえると、都市部から地方への工場移転・誘導を中心とした工業再配置政策の有効性が大幅に減少してきたことから、本施策は17年度限りで廃止することとした。

なお、農工法関連の地域産業立地促進事業等の事業については、「一極集中是正」及び「大規模工業基地等活性化」施策に統合し、平成18年度以降も引き続き実施することとする。

3 . 施策の概要

< 施策の背景 >

本施策は、全国総合開発計画（昭和37年閣議決定）の構想を受けて、大都市における公害問題の発生等過密・過疎のデメリットを解消すべく、工業の再配置を促進し、もって国土の均衡ある発展等に資することを目的として昭和47年に制定された工業再配置促進法等に準拠する。

これまでの本施策の着実な実施により、移転促進地域と誘導地域の工業集積度の格差は、昭和45年には22.6倍であったものが平成12年には5.8倍に縮小した。

< 施策の必要性 >

本施策は、全国総合開発計画（21世紀のグランドデザイン：平成10年閣議決定）でも目標とされている「国土の均衡ある発展」を図るため、国が全国的な規模・視点から進めている普遍的な政策であり、産業の地方分散を図ることによって、地域における生産活動の活発化及び安定的な雇用の創出と工業集積の過密・過疎問題を同時に解消するためには、全国的視点に立って工業集積の格差を是正する必要があるため、国が直接関与することが必要である。

< 施策の重要性：閣議決定等上位の政策決定 >

「新全国総合開発計画」（昭和44年5月30日閣議決定）

「第三次全国総合開発計画」（昭和52年11月4日閣議決定）

「第四次全国総合開発計画」（昭和62年6月30日閣議決定）

「全国総合開発計画21世紀のグランドデザイン」（平成10年3月31日閣議決定）

【 施策の事業構成 】

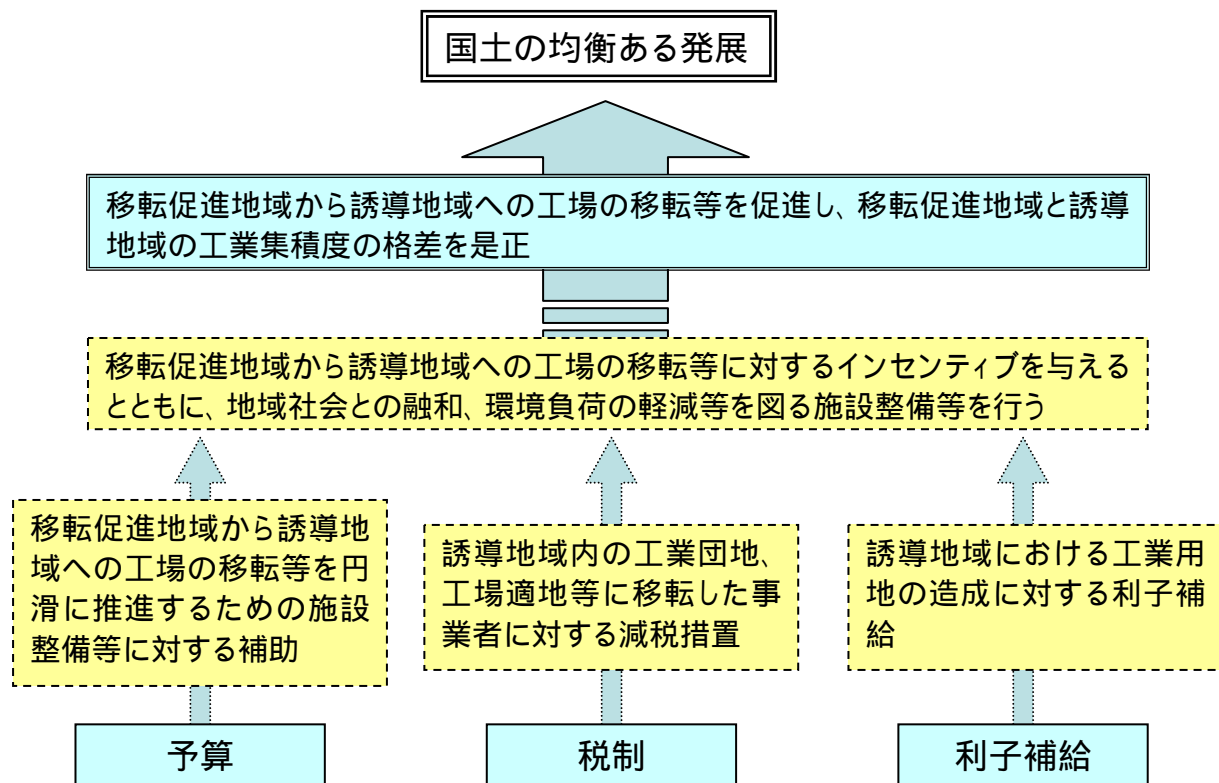
事業名		事業 開始	H14	H15	H16	H17	H18	終了
〔 評価時期 〕								
(1) 産業再配置促進費補助事業	補助 事業	S47				-	-	H16
(2) 産業再配置促進事業環境整備費補助事業	補助 事業	H10					-	H17
(3) 産業再配置促進施設整備費補助事業	補助 事業	H4					-	H17
(4) 電源地や産業再配置促進費補助事業	補助 事業	H2					-	H17
(5) 工業団地造成利子補給金	補給金	S47				-	-	H16
(6) 電源地や工業団地造成利子補給金	補給金	H4						-
(7) 工業再配置等補給金	補給金	H12						-
(8) 中核工業団地造成事業	財投	S47				-	-	H16
(9) 中小企業基盤整備機構関連	税制	S45						-
(10) 地域産業立地促進事業〔農工法関連〕	財投	H11						-
(11) 地域活性化資金〔工業等団地関連〕	財投	S36						-
(12) 地域雇用促進資金〔農工法関連〕	財投	S47						-
(13) 農村地域工業等導入促進法関連〔農工法関連〕	税制	S46						-
(14) 地域雇用促進資金〔過疎法関連〕	財投	H12				-	-	H16
(15) 特定資産の買換特例〔工場立地法関連〕	税制	S45					-	H17

注) 事業計画をベースに作成したもので、現時点における予定。

上表(6)、(7)については、新規造成分への利子補給は行わない。

「 」:実施したもの、「 」:継続して実施する可能性のあるもの。

【施策目的実現に対する各事業の役割<各事業の必要性>】



「産業再配置」に係る事後評価書

作成年月 平成18年4月
決裁者 政策調整官 山本 健介
作成者 地域経済産業政策課長 山本 健介
立地環境整備課長 加藤 元彦
産業施設課長 中山 隆志

本事後評価書は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定に基づき定められた「平成17年度経済産業省事後評価実施計画」に従って行われた「産業再配置」に関する事後評価について、同法第10条第1項の規定に基づき作成したものである。

1. 施策の目的・目標及びその達成状況

< 施策の目的・目標 >

国土の均衡ある発展を図るため、工業再配置促進法（昭和47年法律第73号）に規定する工業の集積の程度が著しく高く、工場の移転を図ることが必要な「移転促進地域」から、工業の集積の程度が低い「誘導地域」への工場移転等を促進し、移転促進地域と誘導地域の工業集積度の格差を是正する。

< 施策の目標 >

経済産業大臣が策定する工業再配置の目標等を定めた工業再配置計画（以下「計画」という。）において、工場移転の目標や誘導地域における新增設の目標等を規定。具体的には以下のとおり。

（1）昭和52年計画（策定日：昭和52年7月27日、計画対象期間：昭和51年 - 昭和60年）

定量的目標

- ・昭和60年において、移転促進地域の工場敷地面積を昭和49年に比し、3割程度減少させる。
- ・昭和60年において、工配法指定地域別の工業出荷額の対全国シェアについて、移転促進地域11%、白地地域59%及び誘導地域30%を目標とする。
- ・昭和51年～昭和60年の累積で、全国新增設の7割程度が誘導地域で行われる。

定性的目標

- ・雇用機会の確保に努める。
- ・労働力の移動・定着等を図り、労働力の確保に努める。

（2）平成元年計画（策定日：平成元年3月30日、計画対象期間：昭和60年 - 平成12年）

定量的目標

- ・平成12年において、移転促進地域の工場敷地面積を昭和60年に比し、2割程度

減少させる。

- ・平成12年において、工配法指定地域別の工業出荷額対全国シェアについて、移転促進地域11%、白地地域54%及び誘導地域35%を目標とする。
- ・昭和61年～平成12年の累積で、全国新增設の3/4(75%)程度が誘導地域で行われる。

定性的目標

- ・工業の地方分散による地方の雇用機会の創出を図る。
- ・地域における人材の育成・定着を図る。

< 目的・目標達成状況(結果・効果) >

過去二回策定された工業再配置計画の目標は、計画の目標年において、ほぼ達成している。また、約30年間本施策を講じてきた結果(補助金交付金額:約1,600億円、財政投融資額:約3,000億円)として、移転促進地域と誘導地域の工業集積度の格差は、工業再配置促進法制定時と比べて大幅に縮小するなど、これまでの施策は有効に機能し、一定の効果を上げたと考えられる。

一方、企業の工場立地の判断要素が変わるなど、近年の経済情勢の変化に伴い、工業再配置を促進する政策の必要性が低下したこと等を踏まえ、本施策については平成17年度限りで廃止することとする。

< 指標及び指標の推移 >

1. 工業再配置計画の目標及び実績

(1) 昭和52年計画(策定日:昭和52年7月27日、計画対象期間:昭和51年-昭和60年)

項目	目標(昭和60年)	実績(昭和60年)
経済フレーム(前提) (経済成長率)	年率 5.7%~6.3%	4.3% (S51-S60年率)
目標が達成された場合 の工配法地域別の工業 出荷額の対全国シェア	移転促進地域 11%	18%
	白地地域 59%	55%
	誘導地域 30%	27%
	太平洋ベルト地域 60%	66%
工場移転の目標	昭和60年において移転促進地域の 工場敷地面積を昭和49年に比し、 3割程度減少させる。	15%
誘導地域における新增 設の目標(敷地面積ベ ース)	昭和51-60年の累積で、全国の 新增設の7割程度が誘導地域で行 われる。	67%
目標が達成された場合 の誘導地域における工 場敷地面積	21.5万~22.5万ha	16.0万ha

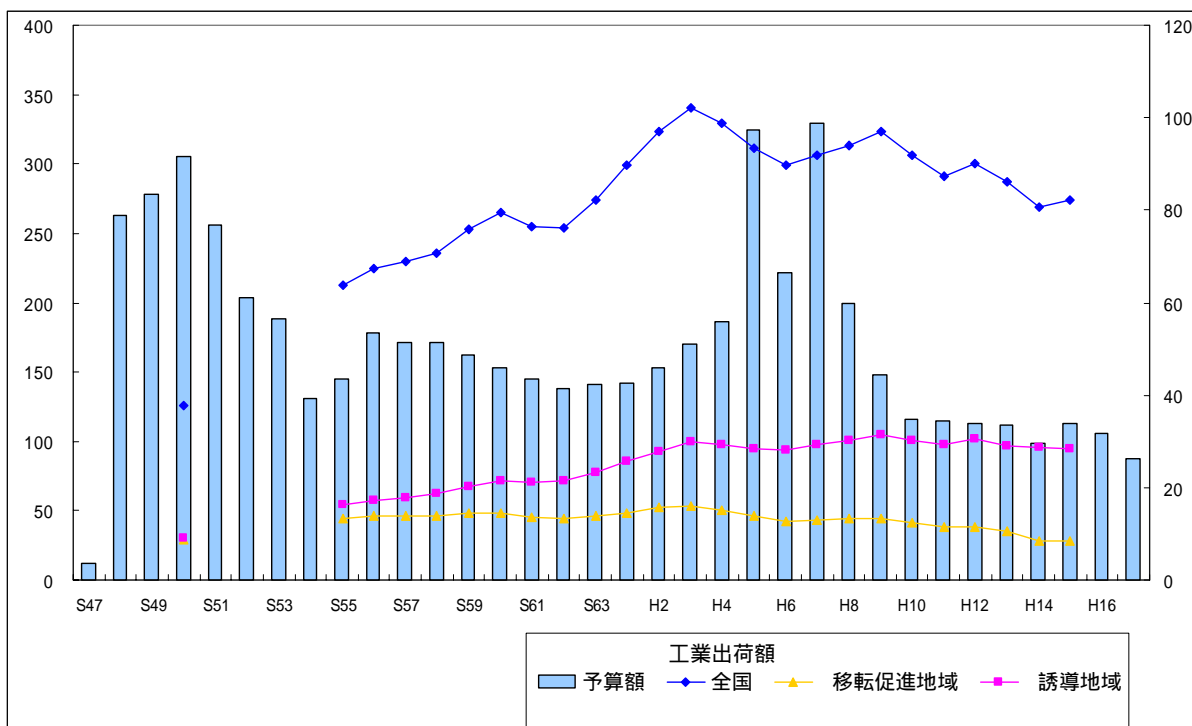
(2) 平成元年計画（策定日：平成元年3月30日、計画対象期間：昭和60年 - 平成12年）

項目	目標（平成12年）	実績（平成12年）
経済フレーム（前提） （経済成長率）	内需主導による中成長 年率 4.0%	1.8% （対前年伸び率） 2.7% （S60 - H12年率）
目標が達成された場合 の工配法地域別の工業 出荷額の対全国シェア	移転促進地域	11.6%
	白地地域	53.3%
	誘導地域	35.2%
	太平洋ベルト地域	59.6%
工場移転の目標	平成12年において移転促進地域の 工場敷地面積を昭和60年に比し、 2割程度減少させる。	21.8%
誘導地域における新增 設の目標（敷地面積ベ ース）	昭和61年 - 平成12年の累積で、 全国の新増設の3/4（75%）割程度 が誘導地域で行われる。	単年 75.6% 累積 77.1%
目標が達成された場合 の誘導地域における工 場敷地面積	17.5万ha	16.8万ha

2. 産業再配置促進費補助金予算額及び工配法指定地域別工業出荷額の推移

工業出荷額：兆円

予算額：億円



3. 工業集積度の推移（全国を100とした場合の値）

	昭和45年	昭和60年	平成12年
移転促進地域 ①	822.9	580.7	393.5
誘導地域 ②	36.4	51.7	67.3
① / ②	22.6倍	11.2倍	5.8倍

工業集積度：工業の集積の程度を人口や面積に対する工業生産活動（工業出荷額、付加価値額）の割合で表したものの。

4. 国内立地した理由（最終組立工場・業種別）

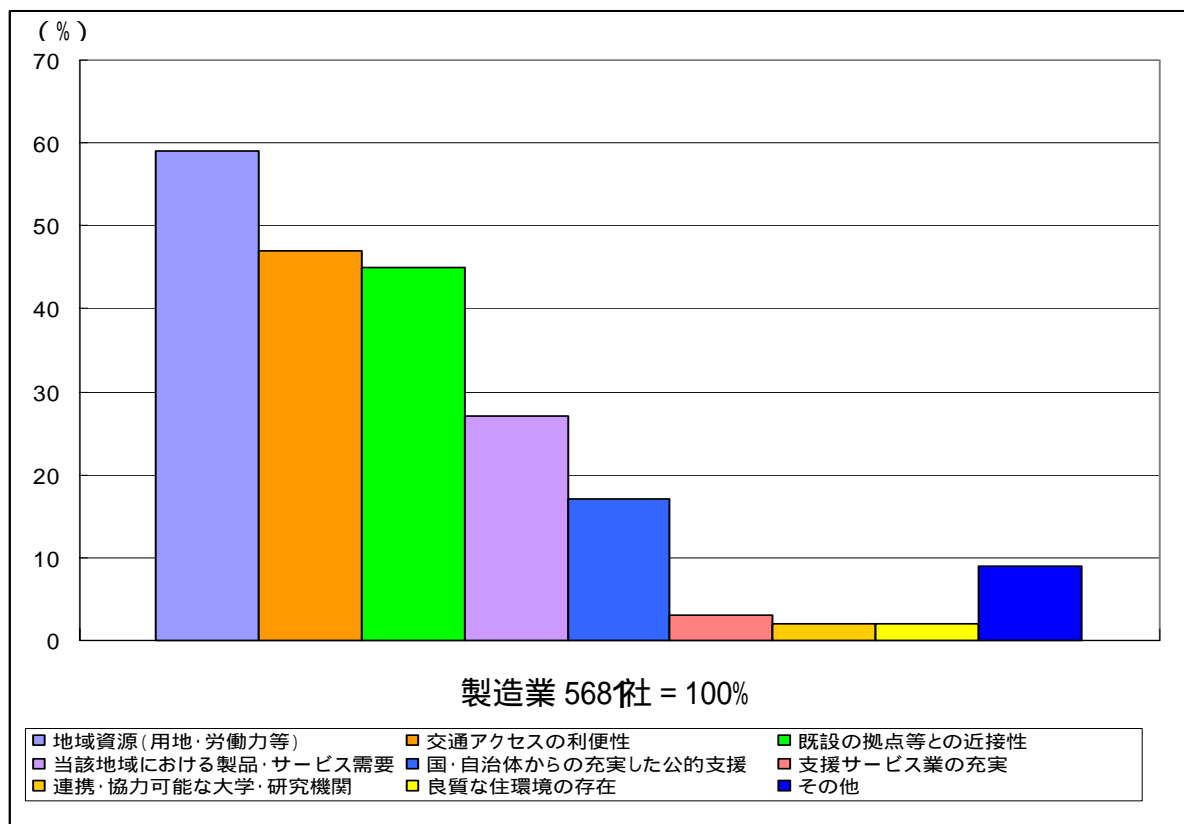
国内立地を選ぶ理由は、市場への近さ、自社関連工場・研究所の存在等。

	電気機器	機械	非鉄金属	化学	精密機械
市場に近い	30.8%	36.4%	33.3%	0.0%	0.0%
自社の関連工場・研究所の存在	23.1%	27.3%	33.3%	60.0%	20.0%
高度な部材が入手しやすい	7.7%	9.1%	16.7%	0.0%	0.0%
取引先が近い	0.0%	0.0%	0.0%	40.0%	20.0%
優良な技能・技術を有する中堅・ 中小企業の集積	7.7%	9.1%	0.0%	0.0%	20.0%
地元自治体の優遇策	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%

[出典：平成16年度 ものづくり基盤技術の振興施策]

5. 製造業における国内設備投資の立地選定要因

国内で立地場所を選定する際に重視する点は、地域資源（用地・労働力等）、既設拠点等との近接性等。



【出典：平成16年度ものづくり基盤技術の振興施策】

複数回答のため、各項目の合計は全体と一致しない。

<原因・外部要因、課題>

目標達成状況に示すとおり、これまでの施策は有効に機能し、一定の効果を上げたと考えられるが、近年の景気の低迷、企業の海外進出等の外部要因により、誘導地域における企業立地は減少傾向にある。

2. 今後の施策の見直し・改善策

<今後の方向性>

〔中止〕

工業の集積の程度を示す工業集積度では、工業再配置促進法制定時と比較し、移転促進地域と誘導地域の格差は縮小した。また、移転促進地域と誘導地域の工業出荷額のシェアが逆転するなど、これまでの産業再配置施策は有効に機能し、施策目標の達成に効果があったといえることができる。

こうした状況の中で、近年、工場立地に対する反対運動や工場の生産活動に係る公害発生件数は減少しており、また、地方自治体からの要望を踏まえ、東大阪市等を移転促進地域から除外したところである。

加えて、企業が海外も含め立地場所を選択する時代に変化していることから、今日では如何に国内立地を推進するかが課題となっており、日本国内における工業再配置という発想が現下の経済実態に合わなくなっている。

さらに、平成15年度決算に関する参議院本会議における議決などにおいて工業再配置のための主要施策の一つである産配補助金に対し、抜本的に見直すべきとの指摘があったこと、工業再配置計画の上位計画である全国総合開発計画を規定していた国土総合開発法の改正が行われたことなどを踏まえると、都市部から地方への工場移転・誘導を中心とした工業再配置政策の有効性が大幅に減少してきたことから、本施策は17年度限りで廃止することとした。

なお、農工法関連の地域産業立地促進事業等の事業については、「一極集中是正」及び「大規模工業基地等活性化」施策に統合し、平成18年度以降も引き続き実施することとする。

3. 施策の概要

< 施策の背景 >

本施策は、全国総合開発計画（昭和37年閣議決定）の構想を受けて、大都市における公害問題の発生等過密・過疎のデメリットを解消すべく、工業の再配置を促進し、もって国土の均衡ある発展等に資することを目的として昭和47年に制定された工業再配置促進法等に準拠する。

これまでの本施策の着実な実施により、移転促進地域と誘導地域の工業集積度の格差は、昭和45年には22.6倍であったものが平成12年には5.8倍に縮小した。

< 施策の必要性 >

本施策は、全国総合開発計画（21世紀のグランドデザイン：平成10年閣議決定）でも目標とされている「国土の均衡ある発展」を図るため、国が全国的な規模・視点から進めている普遍的な政策であり、産業の地方分散を図ることによって、地域における生産活動の活発化及び安定的な雇用の創出と工業集積の過密・過疎問題を同時に解消するためには、全国的視点に立って工業集積の格差を是正する必要があるため、国が直接関与することが必要である。

< 施策の重要性：閣議決定等上位の政策決定 >

「新全国総合開発計画」（昭和44年5月30日閣議決定）

「第三次全国総合開発計画」（昭和52年11月4日閣議決定）

「第四次全国総合開発計画」（昭和62年6月30日閣議決定）

「全国総合開発計画21世紀のグランドデザイン」（平成10年3月31日閣議決定）

【 施策の事業構成 】

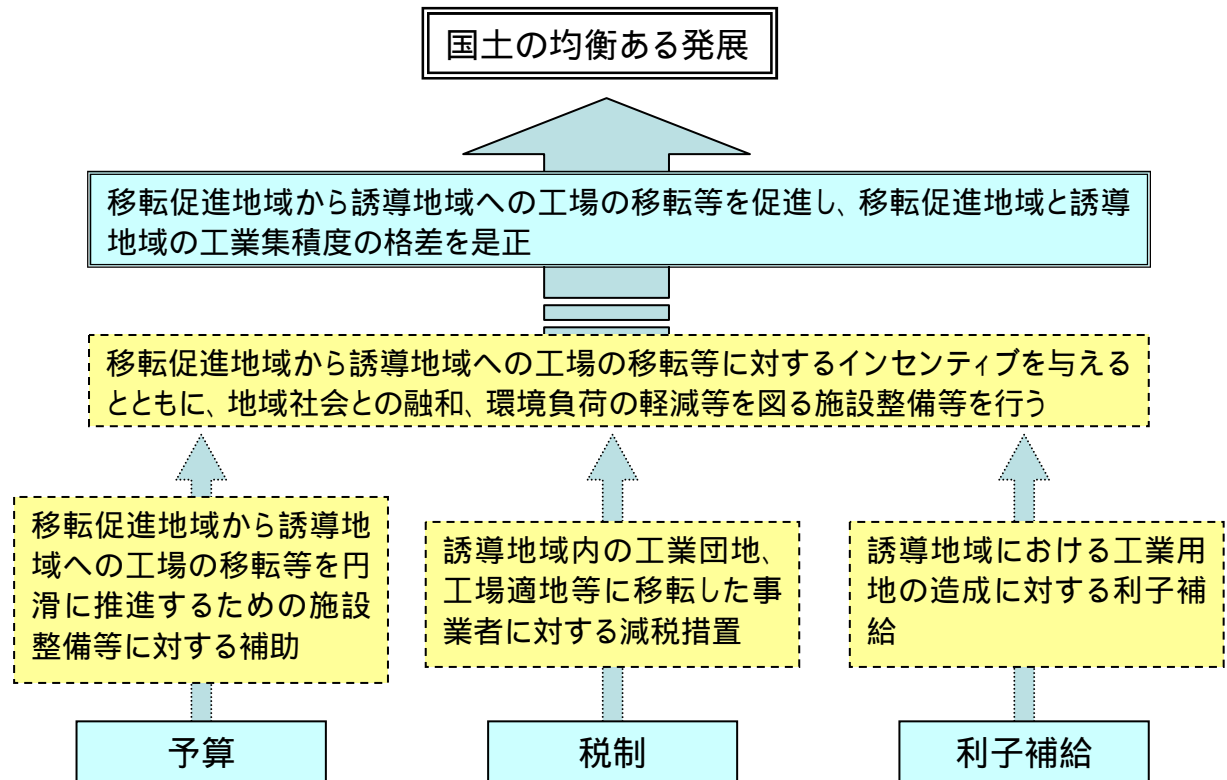
事業名		事業 開始	H14	H15	H16	H17	H18	終了
〔 評価時期 〕								
(1) 産業再配置促進費補助事業	補助 事業	S47				-	-	H16
(2) 産業再配置促進事業環境整備費補助事業	補助 事業	H10					-	H17
(3) 産業再配置促進施設整備費補助事業	補助 事業	H4					-	H17
(4) 電源地や産業再配置促進費補助事業	補助 事業	H2					-	H17
(5) 工業団地造成利子補給金	補給金	S47				-	-	H16
(6) 電源地や工業団地造成利子補給金	補給金	H4						-
(7) 工業再配置等補給金	補給金	H12						-
(8) 中核工業団地造成事業	財投	S47				-	-	H16
(9) 中小企業基盤整備機構関連	税制	S45						-
(10) 地域産業立地促進事業〔農工法関連〕	財投	H11						-
(11) 地域活性化資金〔工業等団地関連〕	財投	S36						-
(12) 地域雇用促進資金〔農工法関連〕	財投	S47						-
(13) 農村地域工業等導入促進法関連〔農工法関連〕	税制	S46						-
(14) 地域雇用促進資金〔過疎法関連〕	財投	H12				-	-	H16
(15) 特定資産の買換特例〔工場立地法関連〕	税制	S45					-	H17

注) 事業計画をベースに作成したもので、現時点における予定。

上表(6)、(7)については、新規造成分への利子補給は行わない。

「 」:実施したもの、「 」:継続して実施する可能性のあるもの。

【施策目的実現に対する各事業の役割<各事業の必要性>】



4. 個別事業の評価

(1) 産業再配置促進環境整備費補助金 (予算：補助事業)

<事業の概要・目標>

移転促進地域から誘導地域への工場の移転等を地域社会と融和しつつ、円滑に推進していくことを目的に、誘導地域における工場等の新增設等が行われた場合に、当該自治体に対し、環境保全施設、防災保安施設、その他の施設の整備事業等について補助金の交付を行う。

なお、本補助金は平成16年度の三位一体改革により平成16年度限りとなっている。

・補助対象事業：

イ) 市町村：緑地及び公園施設の設置、排水路の設置、防災保安施設の設置、新エネルギー利用設備の設置、企業立地円滑化事業等

ロ) 道府県：第三セクターの設置する研究開発等基金に対する出資・出えん

・補助金額：5,000円～10,000円(移転、新增設) / m² × 工場等の床面積

<総予算額等>

・一般会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額		総執行額		18年度以降継続
昭和47年度	平成16年度	定額、1/3	1,119.9〔億円〕		1,025.7〔億円〕		無
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
予算額(億円)	1,091.9	3.4	3.4	2.1	1.8	0.5	-
執行額(億円)	1,016.4	3.4	3.1	1.7	0.5	0.5	-

執行額に前年度繰越額を含む。

(2) 産業再配置促進事業環境整備費補助金 (予算：補助事業)

<事業の概要・目標>

移転促進地域から誘導地域への工場の移転等を円滑に推進していくことを目的に、誘導地域における工場等の新增設が行われた場合に、当該企業に対し、環境保全施設、福祉施設、その他の施設の整備事業等について補助金の交付を行う。

・補助対象事業：環境保全施設の設置、福祉施設の設置、防災保安施設の設置、従業員用施設の設置、情報処理・通信施設の設置、物流施設の設置等

・補助金額：5,000円～10,000円(移転) / m² × 工場等の床面積

2,500円～10,000円(新增設) / m² × 工場等の床面積

<総予算額等>

・一般会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額		総執行額		18年度以降継続
平成10年度	平成17年度	定額	11.2〔億円〕		10.3〔億円〕		無
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
予算額(億円)	4.1	1.8	1.8	1.1	0.9	1.6	0.9

執行額(億円)	4.1	1.8	1.8	1.1	0.8	0.8	-
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---

執行額に前年度繰越額を含む。

(3) 産業再配置促進施設整備費補助金 (予算：補助事業)

<事業の概要・目標>

移転促進地域から誘導地域等への工場の移転等を地域社会と融和しつつ、円滑に推進していくことを目的に、誘導地域等における工場等の新增設が行われた場合に、当該市町村に対し、教育福祉施設、福祉施設、その他の施設の整備事業等について補助金の交付を行う。

- ・補助対象事業： 教育福祉施設の設置、スポーツ施設の設置、廃棄物処理施設の設置、物流施設の設置、立地企業従業員用住宅・利便施設の設置、貸工場・貸事業場の設置、立地企業コミュニティ施設の設置等

- ・補助金額： 6,000円～12,000円(移転、新增設) / m² × 工場等の床面積

<総予算額等>

・一般会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額		総執行額		18年度以降継続
平成4年度	平成17年度	定額	251.8(億円)		238.9(億円)		無
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
予算額(億円)	216.3	11.1	10.9	6.5	4.3	2.7	1.9
執行額(億円)	205.8	8.7	13.1	6.0	2.7	2.6	-

執行額に前年度繰越額を含む。

(4) 電源地域産業再配置促進費補助金 (予算：補助事業)

<事業の概要・目標>

誘導地域等の電源地域における産業の再配置を促進するために、同地域に工場等の新增設等が行われた場合に、当該企業及び市町村に対し、環境保全施設、福祉施設、その他の施設の整備等に係る補助金の交付を行う。

- ・補助対象事業： (1)～(3)の事業及び事務棟、外溝等の生産施設以外の設置

- ・補助金額： (企業) 10,000円～15,000円(移転) / m² × 工場等の床面積
7,500円～12,500円(新增設) / m² × 工場等の床面積

<総予算額等>

・電源開発促進対策特別会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額		総執行額		18年度以降継続
平成2年度	平成17年度	定額、1/3	161.8(億円)		148.3(億円)		無
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
予算額(億円)	232.6	17.6	17.6	20.0	27.0	27.0	23.4
執行額(億円)	230.0	16.6	17.4	20.7	18.4	25.7	-

執行額に前年度繰越額を含む。

< 結果・効果（実績） >

交付実績

(件)

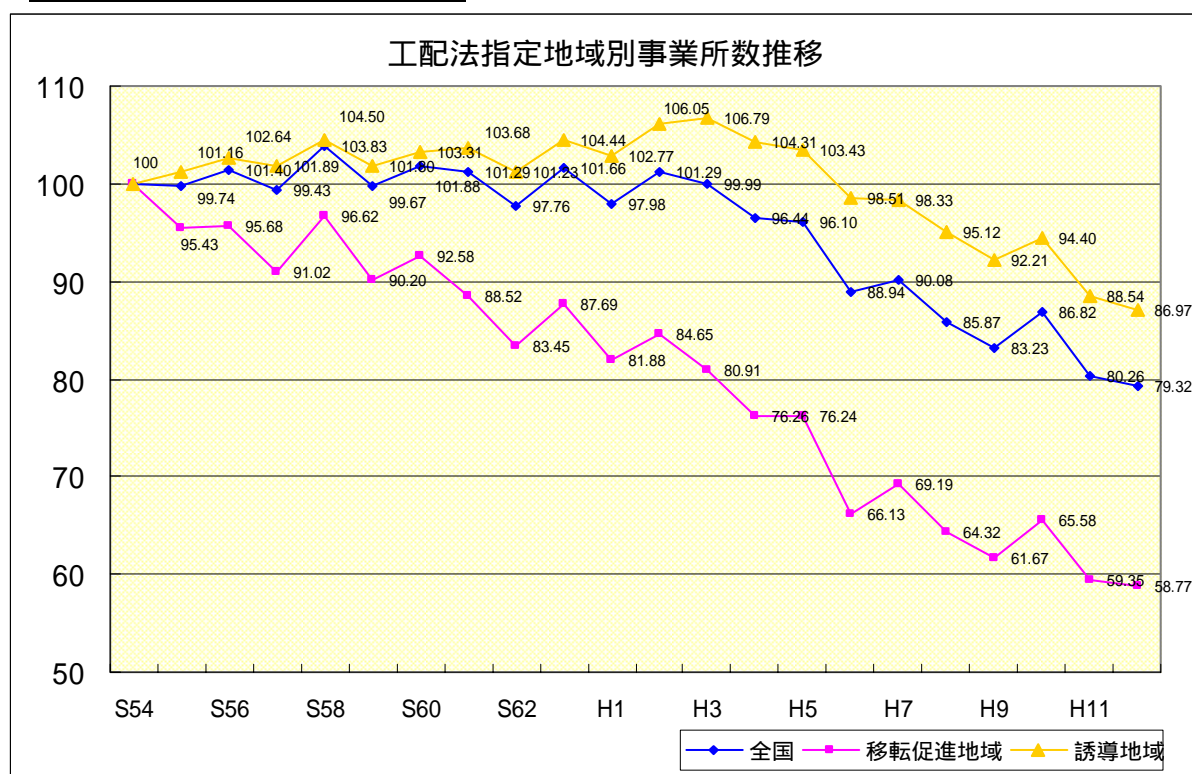
(指標)	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	合計
(1)環境整備費	13	8	7	8	3	4	43
(2)事業環境整備費	14	11	11	9	6	9	60
(3)施設整備費	18	11	18	8	5	3	63
(4)電源地域促進費	38	35	40	40	43	51	247
合計	83	65	76	65	57	67	413

工業集積度の推移

	昭和45年	昭和60年	平成12年
移転促進地域 ^①	822.9	580.7	393.5
誘導地域 ^②	36.4	51.7	67.3
① / ②	22.6倍	11.2倍	5.8倍

工業集積度：工業の集積の程度を人口や面積に対する工業生産活動（工業出荷額、付加価値額）の割合で表したものの。

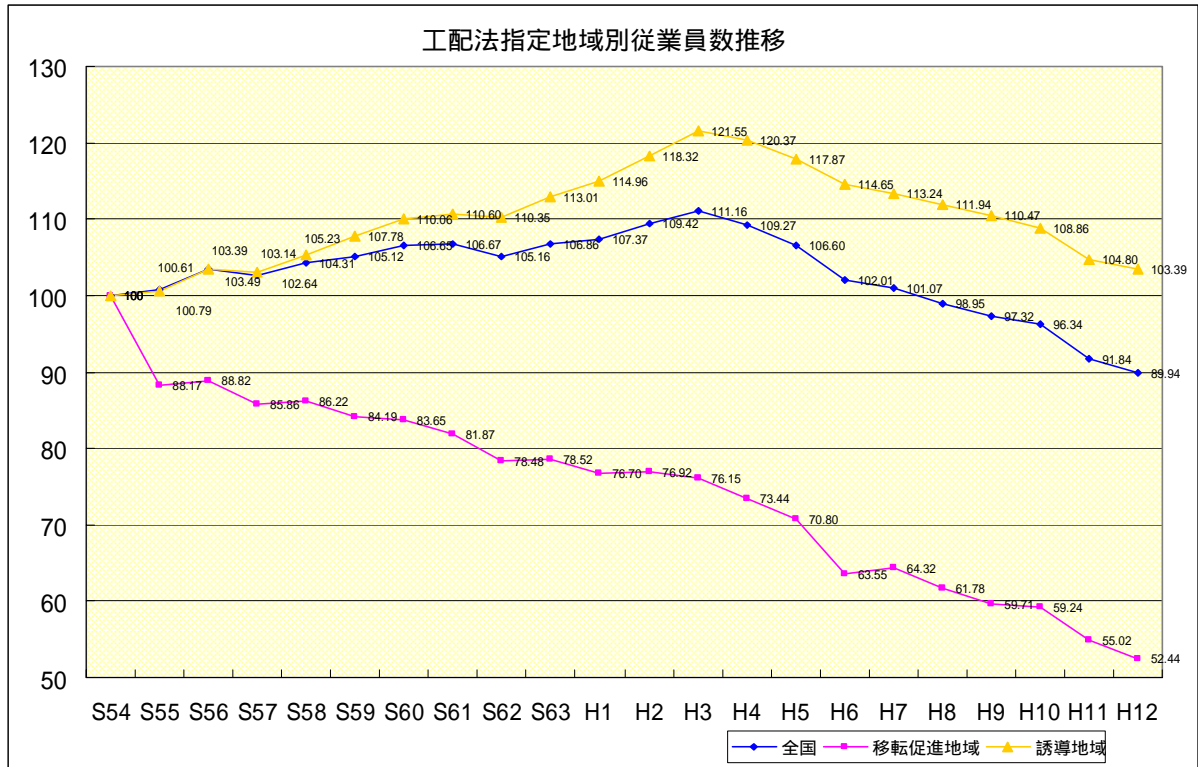
工配法指定地域別事業所数推移



[出典：工場立地動向調査結果集計表 S54～H12]

昭和54年の事業所数を100とした場合の各年における値

工配法指定地域別従業員数推移



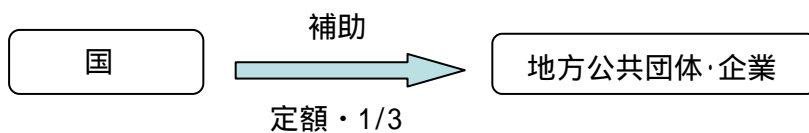
[出典：工場立地動向調査結果集計表 S54～H12]

昭和54年の事業所数を100とした場合の各年における値

<今後の方向性>

平成17年度限りで廃止。(産業再配置促進環境整備費補助金については、三位一体改革により税源移譲の財源として平成16年度限りで既に廃止。)

<実施スキーム>



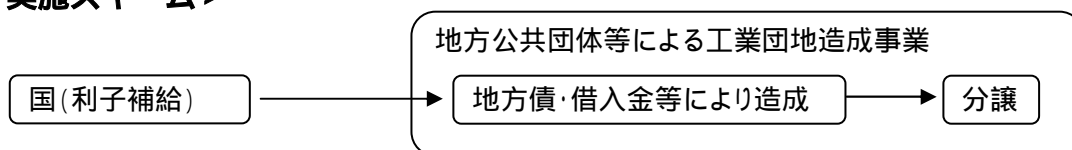
(5) 工業団地造成利子補給金 (予算：補助事業)

(6) 電源地域工業団地造成利子補給金 (予算：補助事業)

<事業の概要・目標>

誘導地域若しくは電源地域のうち工業導入を図ろうとする地域において、地方公共団体等が、工業団地造成のために発行した地方債又は借入金について利子補給を行う。(今後の利子補給については、平成13年度着工事業に係るものまでを対象とし、現在の地方債又は借入金の償還が終了するまで利子補給を行う。(5)は三位一体改革により平成16年度で廃止。)

<実施スキーム>



<総予算額等>

・一般会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額		総執行額		18年度以降継続
昭和47年度	平成16年度	定額	800.5(億円)		658.4(億円)		無
	~H11年度迄	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
予算額(千円)	79,717,770	187,182	59,860	46,895	25,045	15,407	-
執行額(千円)	65,798,777	14,224	10,011	6,931	5,483	3,571	-

・電源開発促進対策特別会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額		総執行額		18年度以降継続
平成4年度	平成24年度	定額	154.8(億円)		88.5(億円)		有
	~H11年度迄	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
予算額(千円)	14,378,924	500,285	348,949	126,100	67,043	54,125	20,892
執行額(千円)	8,654,050	49,953	36,382	44,007	36,423	28,426	-

平成4年度～平成16年度累計

<結果・効果(実績)>

本制度が開始された昭和47年度以降、平成16年度までに74,688百万円を交付。本制度等により、全国の工業団地総面積(道路・緑地等の団地関連公共用地面積を含む)は平成13年には約16万haまで拡大、うち工業用地面積約11万haに対し76%の8.4万haが分譲され、良質かつ低廉な工業用地の供給により、誘導地域等への企業立地が促進された。

<今後の方向性>

(5)については、平成8年度に新規団地造成に係るものを採択して以降、過年度の地方債又は借入金の償還が残っているものに対してのみ利子補給を行ってきたが、平成16年度の三位一体改革により廃止。

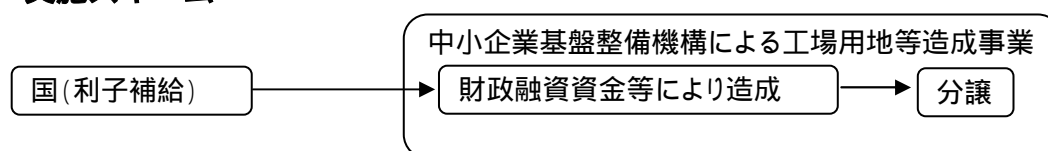
(6)については、平成14年度に新規団地造成に係るもの(平成13年度着工事業)を採択して以降、新規団地造成に係る採択は行っておらず、過年度の地方債又は借入金の償還が終了するまで利子補給を行うこととしており、平成24年度に終了する見込み。

(7) 工業再配置等補給金

<事業の概要・目標>

工業の再配置等を図るため、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う地域における工場用地等を低廉な価格で提供する事業等に係る資金調達コストの一部を補給する。

<実施スキーム>



<総予算額等>

・一般会計

開始年度	終了年度	補助率		総予算額		総執行額		18年度以降継続
平成12年度	平成22年度	定額		25.5(億円)		22.8(億円)		有
	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	
予算額(千円)	-	758,000	742,128	473,232	325,615	252,286	31,179	
執行額(千円)	-	699,703	615,440	439,816	294,980	234,000	-	

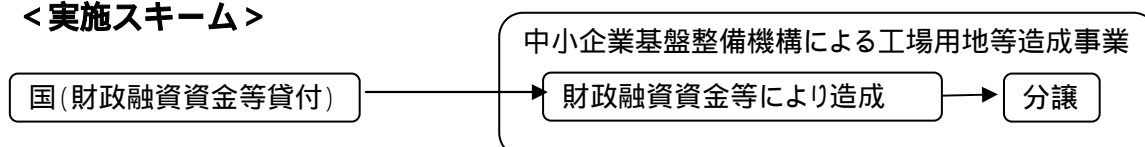
平成12年度～平成16年度累計、平成15年度までは地域振興整備公団補給金

(8) 中核工業団地造成事業(財投)

<事業の概要・目標>

大都市からの人口及び産業の地方への分散と地域の開発発展を図るため、中小企業基盤整備機構が、誘導地域において、工業の再配置を促進するために必要となる工業用地を財政融資資金等により造成し、当該工業用地の利便施設を整備し、これらを管理・譲渡する。

<実施スキーム>



< 総予算額等 >

開始年度	終了年度	総予算額	総執行額	18年度以降継続	
昭和47年度	平成16年度	17,151(百万円)	9,091(百万円)	無	
	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
予算額(百万円)	6,340	5,100	2,069	2,489	1,153
執行額(百万円)	3,626	2,287	1,108	1,358	712

平成12年度～平成16年度累計

(9) 中小企業基盤整備機構関連(税制)

< 事業の概要・目標 >

a) 事業用資産の買換特例

誘導地域等での工業集積等を促進すべく、中小企業基盤整備機構の造成した工業団地等へ移転した事業者に対し、税制の特例措置を講ずる。(平成17年度限りで廃止。)

b) 長期譲渡所得に対する所得税の軽減

c) 譲渡益に対する法人の追加課税の非課税措置

中小企業基盤整備機構の行う工業団地等造成事業の円滑な推進を図るべく、中小企業基盤整備機構に個人又は法人が土地等を譲渡した際の課税の軽減を図る。

< 実施スキーム >

国

→ 税制優遇

- ・ 移転促進地域から中小企業基盤整備機構が造成した工業団地等への移転(事業用資産を買換えた)事業者
- ・ 中小企業基盤整備機構の行う工業団地等造成事業に対して、土地等を譲渡した個人又は法人

< 総減税額等 >

税目	制度創設年度	適用期限	総減税額	18年度以降継続
a) 事業用資産の買換特例	昭和45年度	(所) H18.12.31 (法) H18.3.31	7.14(億円)	無

税目	制度創設年度	適用期限	総減税額	18年度以降継続
b) 長期譲渡所得に対する所得税の軽減	昭和54年度	H20.12.31	3.14(億円)	有

税目	制度創設年度	適用期限	総減税額	18年度以降継続
c) 譲渡益に対する法人の追加課税の非課税措置	平成3年度	H20.12.31	0.01(億円)	有

平成9年度～平成15年度累計

< 結果・効果(実績) >

誘導地域における生産と雇用の拡大を効率的・効果的に実施するための施策として、工業用地の供給サイド及び需要サイド両面からの支援を一体的に行うこととし、(7)～(9)を実施した。

具体的には、工業用地の供給サイドである中小企業基盤整備機構は、土地所有者への

税制優遇措置による円滑な用地取得、財投からの借入や補給金の活用による造成事業経費の低減により、誘導地域において良質な工業用地を低価格で提供してきた。また、工業用地の需要サイドである立地企業に対しては、税制の特例措置により、初期投資の低減を図り、誘導地域への移転にインセンティブを創出してきた。

・中核工業団地の分譲件数・面積 (社・ha)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	昭和48年からの累積
分譲件数	12	4	9	12	19	1,060
分譲面積	12	3	12	9	33	2,077

・中核工業団地立地企業における雇用者数・工業出荷額 (人・百万円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
雇用者数	44,836	47,612	44,676	43,587	45,933
工業出荷額	1,587,100	1,438,489	1,713,667	1,669,670	1,608,596

<今後の方向性>

(7)については、平成17年度以降、新規の財政融資資金等の借入を行っておらず、過年度借入金等の償還が終了するまで利子補給を行うこととしており、平成22年度に終了する見込み。(8)については、財政融資資金等からの借入は平成17年度以降行っていない。(9)については、a)は平成17年度限りで廃止、b)c)の適用期限は平成20年12月末までとなっている。

(10) 地域産業立地促進事業(財投)

<事業の概要・目標>

移転促進地域を除いた工業団地等及び農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号。以下「農工法」という。)に基づく、工業等導入地区において先端技術の導入、既存技術の高度化、新規立地、既存施設の拡充等を行う事業者に対し、日本政策投資銀行が長期・低利の融資を行う。

<結果・効果(実績)>

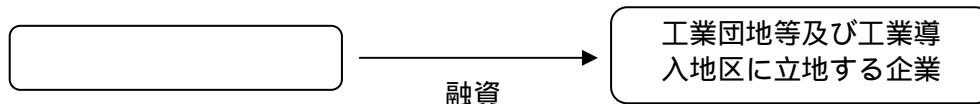
(指標:累計) 工業導入地区内	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
立地決定企業数	8,098	8,139	8,268	8,354	8,416	-
操業企業数	7,456	7,517	7,637	7,654	7,739	-
操業企業の従業員数	517,784	527,751	514,642	510,871	517,819	-

(効果)上記のとおり、地域資源を活用した内発型地場産業の振興、農村への工業等導入を促進し、農村地域における就業機会の確保に寄与している。

<今後の方針>

対象地域のうち、移転促進地域を除いた工業団地については、平成17年度限りで廃止。なお、農村地域工業等導入促進法に基づく、工業等導入地区については、農村地域における就業機会の確保に寄与していることから、継続していく方針。

<実施スキーム>



<総融資額等>

開始年度	終了年度	総融資額			総融資件数	18年度以降継続
昭和11年度	平成 - 年度	210(億円)			50(件)	有
融資割合		融資限度額		貸付利率	貸付期間	
50%		-		政策金利	-	
	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
融資額(億円)	24	8	33	73	38	34
件数(件)	11	5	12	7	7	8

備考:対象地域のうち、移転促進地域を除いた工業団地等については、平成17年度で廃止。

(1 1) 地域活性化資金[工業等団地関連] (財投)

< 事業の概要・目標 >

国 (国の関係機関を含む) 又は地方公共団体 (地方公共団体の関係機関を含む) によって造成された工業等団地に立地しようとする中小企業者に対し、中小企業金融公庫が設備資金を長期・低金利で融資する。

< 結果・効果 (実績) >

(指標)	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	合計
工場立地件数	974	1,134	1,123	844	1,052	1,305	6,432
うち工業団地内への工場立地件数	414	493	506	375	525	630	2,943
比率 (÷)	42.5%	43.5%	45.1%	44.4%	49.9%	48.3%	45.8%

(結果)

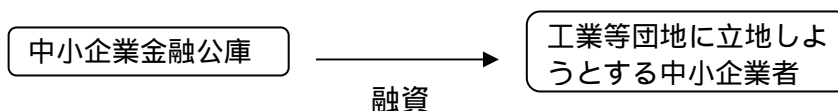
- ・本融資制度の貸付実績は以下のとおりとなっている。

年 度	平成 1 4 年度	平成 1 5 年度	平成 1 6 年度
件 数 (件)	3 5	3 2	4 0
金 額 (億円)	4 3	3 0	6 6

(効果)

- ・上記のとおり一定の貸付実績を残しており、中小企業者の立地条件の改善、経営基盤強化、住工混在の解消に一定の効果を示している。
- ・また、工場を建設する目的での用地取得件数が平成 1 5 年に増加を示しており、今後、本融資制度を活用した工場建設件数の増加が見込まれる。
- ・あわせて、本制度を利用した中小企業者の新規設備投資により、民間需要、新規雇用を創出する効果も期待できる。

< 実施スキーム >



< 総融資額等 >

開始年度	終了年度	総融資額	総融資件数	18年度以降継続		
昭和36年度	-	450 (億円)	322 (件)	有		
融資割合		融資限度額	貸付利率	貸付期間		
-		7.2 (億円)	基準利率	最長20年		
	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
融資額 (億円)	148	213	98	43	30	66
件数 (件)	109	144	71	35	32	40

過去 5 年間の実績累計

(12) 地域雇用促進資金 [農工法関連] (財投)

<事業の概要・目標>

工業導入地区において、3名以上の雇用創出効果が見込まれる、製造業等の事業の用に供する設備投資を行う中小企業者に対し、中小企業金融公庫が長期・低利の融資を行う。

<結果・効果(実績)>

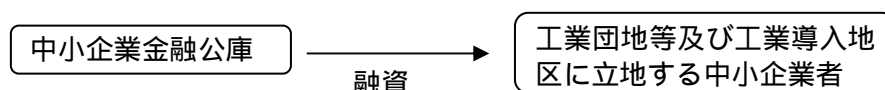
(指標：累計) 工業導入地区内	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
立地決定企業数	8,098	8,139	8,268	8,354	8,416	-
操業企業数	7,456	7,517	7,637	7,654	7,739	-
操業企業の従業員数	517,784	527,751	514,642	510,871	517,819	-

(効果)上記のとおり、地域資源を活用した内発型地場産業の振興、農村への工業等導入を促進し、農村地域における就業機会の確保に寄与している。

<今後の方向性>

農村地域における就業機会に寄与していることから、継続していく方針。

<実施スキーム>



<総融資額等>

開始年度	終了年度	総融資額		総融資件数		18年度以降継続
昭和47年度	平成 - 年度	67(億円)		53(件)		有
融資割合		融資限度額		貸付利率		貸付期間
-		7.2(億円)		特別利率		15年以内
	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
融資額(億円)	7	16	3	3	3	35
件数(件)	7	10	3	2	3	28

(13) 農村地域工業等導入促進法関連(税制)

<事業の概要・目標>

農村地域工業等導入促進法(昭和46年法律第112号)に基づく工業等導入地区において、製造業等の事業の用に供する設備投資を行う事業者に対し、税制の特別措置を講ずる。

<結果・効果(実績)>

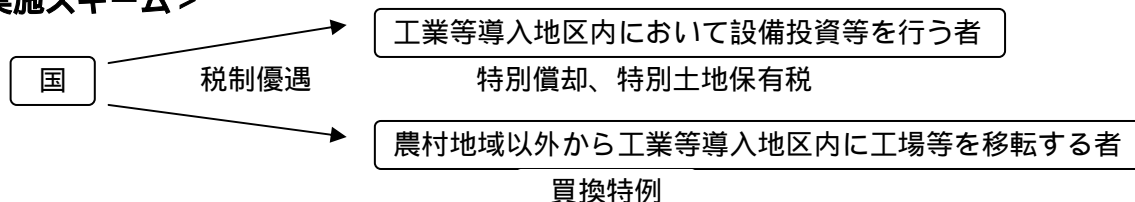
(指標:累計) 工業導入地区内	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
立地決定企業数	8,098	8,139	8,268	8,354	8,416	-
操業企業数	7,456	7,517	7,637	7,654	7,739	-
操業企業の従業員数	517,784	527,751	514,642	510,871	517,819	-

(効果)上記のとおり、地域資源を活用した内発型地場産業の振興、農村への工業等導入を促進し、農村地域における就業機会の確保に寄与している。

<今後の方向性>

農村地域における就業機会の確保に寄与していることから、継続していく方針。

<実施スキーム>



<総減税額等>

税目	制度創設年度	適用期限 1				総減税件数 2		18年度以降継続
特別償却	昭和46年度	H21.12.31				694(件)		無
	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	
件数(件)	126	122	122	108	110	106	-	

1 平成16年度税制改正において、5年間の経過措置を設けて廃止。

2 平成11年度～平成16年度累計。

税目	制度創設年度	適用期限				総減税件数		18年度以降継続
買換特例	昭和46年度	H23.3.31				6(件)		有/無
	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	
件数(件)	0	2	2	0	0	2	-	

平成11年度～平成16年度累計

税目	制度創設年度	適用期限				総減税額		18年度以降継続
特別土地保有税	昭和48年度	H18.3.31				〔億円〕		有/無
	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	
件数(件)	38	35	36	23	-	-	-	

平成11年度～平成16年度累計。なお、特別土地保有税については、平成15年度より課税停止中。

(14) 地域雇用促進資金 [過疎法関連] (財投)

< 事業の概要・目標 >

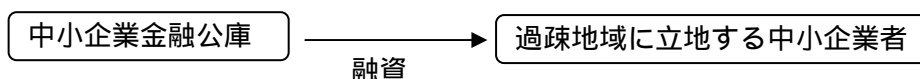
過疎地域自立促進特別措置法 (平成 12 年法律第 15 号) に基づく過疎地域において、新たな事業を行う事業者に対し、中小企業金融公庫が融資を行う。

< 結果・効果 (実績) >

(指標) 過疎地域への 企業立地状況	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	合計
製造業	70	86	94	84	-	-	334
非製造業	89	147	100	138	-	-	474
合計	159	233	194	222	-	-	808

< 今後の方向性 > 平成 16 年度限りで廃止。

< 実施スキーム >



< 総融資額等 >

開始年度	終了年度	総融資額		総融資件数		18年度以降継続
昭和12年度	平成16年度	0(億円)		0(件)		無
融資割合		融資限度額		貸付利率		貸付期間
-		7.2(億円)		特別利率		15年以内
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
融資額 (億円)	-	0	0	0	0	0
件数 (件)	-	0	0	0	0	0

制度創設平成 12 年度 ~ 平成 16 年度の累計

(15) 特定資産の買換特例[工場立地法関連] (税制)

<事業の概要・目標>

工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場適地内への工場移転促進のために、工場適地外から工場適地内に移転（事業用資産を買い換えた）事業者に対し、税制の優遇措置を講じる。

<結果・効果（実績）>

（指標）	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	合計
工場立地件数	974	1,134	1,123	844	1,052	1,305	6,432
うち、工場適地内への工場立地件数	282	335	347	251	321	321	1,857
比率（÷）	29.0%	29.5%	30.9%	29.7%	30.5%	24.6%	28.9%

（結果）

・本税制の利用実績は以下のとおりとなっている。

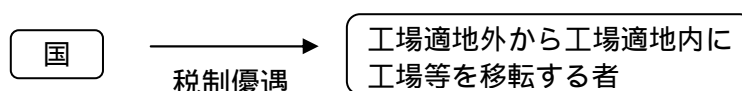
年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
件 数（件数）	2	3	4
金 額（百万円）	93	151	171

（効果）

- ・工場適地外から工場適地内への移転にかかる初期の税負担を軽減することにより、工場適地内への工場の移転が促進され、環境と調和した工場の適正な立地に寄与している。
- ・あわせて、企業者の工場等の移転に際しての税負担を軽減することができるため、投資へのインセンティブとなることから、企業者の設備投資を創出する効果が期待できる。

<今後の方向性> 平成17年度限りで廃止。

<実施スキーム>



<総減税額等>

税目	制度創設年度	適用期限		総減税額	18年度以降継続		
買換特例	昭和45年度	所得税:H18.12.31 法人税:H18.3.31		21.5(億円)	無		
	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
減税額(億円)	22	2.8	14.6	0.9	1.5	1.7	-
件数(件)	17	15	6	2	3	4	-

過去5年間の実績累計